

(仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業  
要求水準書

令和8年(2026年)2月13日

滝川市

## 用語の定義

No.	用語	定義
1	事業契約	本事業の実施に関して滝川市と優先交渉権者の間で締結する、基本契約、設計施工一括契約書の総称をいう。
2	事業者	本事業の受託者（本事業の実施に関して滝川市と事業契約を締結した者）をいう。
3	本事業	（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業をいう。
4	本施設	（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設をいう。
5	優先交渉権者	応募者の中から本事業を受託する者として選定された者をいう。
6	要求水準書	滝川市が本事業の実施に際して配布する「（仮称）滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業 要求水準書」をいう。

## 目 次

<b>第1章 総則</b> . . . . .	1
1. 本書について . . . . .	1
2. 本事業の概要 . . . . .	1
<b>第2章 本施設の概要</b> . . . . .	7
1. 敷地条件 . . . . .	7
2. 本施設 . . . . .	8
<b>第3章 本施設の整備に関する要求水準</b> . . . . .	18
1. 建築計画 . . . . .	18
2. 各諸室ほか . . . . .	23
3. 構造計画 . . . . .	30
4. 電気設備計画 . . . . .	31
5. 機械設備計画 . . . . .	34
<b>第4章 設計業務の要求水準</b> . . . . .	37
1. 業務の内容 . . . . .	37
2. 事前調査等業務 . . . . .	37
3. バリアフリーチェック . . . . .	38
4. 設計及び関連業務 . . . . .	38
5. 基本設計及び実施設計に関する書類提出 . . . . .	39
<b>第5章 建設・工事監理業務の要求水準</b> . . . . .	40
1. 業務の内容 . . . . .	40
2. 建設及び関連業務 . . . . .	40
3. 什器備品の選定補助業務 . . . . .	44
4. 工事監理業務 . . . . .	44
5. 引渡し業務 . . . . .	45

## 別紙資料一覧

資料 1	敷地現況図
資料 2	道路台帳現況平面図
資料 3	上水道台帳・下水道台帳
資料 4	敷地内における上下水道配置図
資料 5	地盤状況
資料 6	什器備品等一覧
別紙 1	基本設計及び実施設計完了時提出物一覧
別紙 2	完成図書一覧

## 第1章 総則

---

### 1. 本書について

(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は滝川市(以下「本市」という。)が(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業(以下、「本事業」という。)を実施する事業者に対して要求する整備基準を示すものである。

要求水準書は、これまでに策定済みの(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備基本構想及び(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設基本計画に基づき本事業の基本的な水準について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な業務等については、要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任においてすべて完備あるいは遂行するものとする。

### 2. 本事業の概要

#### (1) 事業名称

(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設整備事業

#### (2) 事業概要

本事業は、「(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設基本計画」(別冊)で掲げている5つの基本方針に沿った【市民の健康を守り、こどもの成長や子育てを支援する拠点】を目指し多機能型拠点施設の整備を行うものである。

#### (3) 事業手法

設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)

#### (4) 事業スケジュール

本事業のスケジュールは、次のとおりとする。

内容	時期
優先交渉権者の選定及び公表	令和8年(2026年)5月
基本協定の締結	令和8年(2026年)5月
設計・建設業務期間	令和8年(2026年)5月～ 令和11年(2028年)2月末日
供用開始※1日	令和11年(2029年)4月1日

※1「供用開始」は、本施設における一般来庁者へのサービスの開始を意味する。

#### (5) 本施設の構成

本施設は、次に示す行政施設から構成される。

- ① 保健センター（既存建物改修）
- ② こども家庭センター（増築）
- ③ こども発達支援センター（増築）
- ④ 子育て支援センター（増築）
- ⑤ 保育所（増築）
- ⑥ その他施設

来館者駐車場、共用機能、園庭、外構、遊具等

#### (6) 事業者の業務範囲

本事業に関し、事業者は、次に示す業務を行う。

- ①基本設計・実施設計・地盤調査業務等
  - ・積算に関しては、RIBC2 を活用すること。
  - ・設計内容によって高さが 10m を越える場合は、電波障害調査を実施すること。
  - ・設計完了後、建築確認申請及び性能評価に関する対応を行うこと。
- ②建設・工事監理業務
  - ・工事完了後、建築確認申請に基づく完了検査に関して対応すること。
- ③什器備品の選定補助業務

#### (7) 本市が実施する業務

次の業務については、本事業の範囲とはせず、本市が実施する。

- ①既存施設から仮施設への移転及び本施設完成後の移転業務
- ②本施設完成後の運営業務
- ③什器備品の調達業務

#### (8) 本事業の実施に当たって遵守すべき根拠法令等

本事業の実施に当たっては、施設整備に関連する関係法令、条例、基準等を遵守するとともに、各種指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

また、適用法令及び適用基準は、設計、建設の各業務の開始時に最新のものを採用すること。

建設するための規定、基準に基づく申請等行為については、遅延無く対応すること。

なお、本施設の整備に関して遵守すべき主な関係法令、条例及び基準等は次のとおり。

区分	内 容
法令等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</li> <li>2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</li> <li>3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）</li> <li>4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）</li> <li>5) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）</li> <li>6) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）</li> <li>7) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）</li> <li>8) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）</li> <li>9) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）</li> <li>10) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）</li> <li>11) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）</li> <li>12) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）</li> <li>13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）</li> <li>14) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）</li> <li>15) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）</li> <li>16) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）</li> <li>17) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）</li> <li>18) 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）</li> <li>19) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）</li> <li>20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）</li> <li>21) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）</li> <li>22) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）</li> <li>23) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）</li> <li>24) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）</li> <li>25) 手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月策定）</li> <li>26) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）</li> <li>27) 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）</li> <li>28) 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）</li> <li>29) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）</li> <li>30) 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）</li> <li>31) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）</li> <li>32) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）</li> <li>33) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）</li> <li>34) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）</li> </ol>

<p>35) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）</p> <p>36) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）</p> <p>37) 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）</p> <p>その他、本事業に必要な関連法令等</p>
--

区 分	内 容
北 海 道 の 条 例 等	<p>1) 北海道景観条例（平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号）</p> <p>2) 北海道景観法施行細則（平成 20 年 6 月 20 日規則第 72 号）</p> <p>3) 北海道屋外広告物条例（昭和 25 年 11 月 25 日条例第 70 号）</p> <p>4) 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和 26 年 1 月 18 日規則第 17 号）</p> <p>5) 北海道建築基準法施行条例（昭和 35 年 7 月 30 日条例第 33 号）</p> <p>6) 北海道建築基準法施行細則（昭和 48 年 1 月 15 日規則第 9 号）</p> <p>7) 北海道文化財保護条例（昭和 30 年 11 月 30 日条例第 83 号）</p> <p>8) 北海道個人情報保護条例（平成 6 年 3 月 31 日条例第 2 号）</p> <p>9) 北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成 22 年 12 月 17 日条例第 57 号）</p> <p>10) 北海道福祉のまちづくり条例（平成 9 年 10 月 23 日条例第 65 号）</p> <p>11) 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号）</p> <p>12) 北海道環境影響評価条例（平成 10 年 10 月 26 日条例第 42 号）</p> <p>13) 北海道地球温暖化防止対策条例（平成 21 年 3 月 31 日条例第 57 号）</p> <p>14) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成 12 年 9 月 14 日条例第 108 号）</p> <p>その他、本事業に必要な関連条例等</p>
滝 川 市 の 条 例 等	<p>1) 滝川市専用水道に係る水道法の施行に関する規則（平成 25 年 3 月 29 日規則第 18 号）</p> <p>2) 滝川市下水道条例（昭和 57 年 3 月 31 日条例第 12 号）</p> <p>3) 滝川市環境基本条例（平成 16 年 9 月 17 日条例第 18 号）</p> <p>4) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例（平成 6 年 3 月 30 日条例第 1 号）</p> <p>5) 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例施行規則（平成 6 年 3 月 30 日規則第 13 号）</p> <p>6) 滝川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年 3 月 8 日条例第 1 号）</p> <p>7) 滝川市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 26 年 3 月 26 日条例第 12 号）</p> <p>8) 滝川市文化財保護条例（昭和 46 年 4 月 1 日条例第 126 号）</p> <p>9) 滝川市道路構造等条例（平成 24 年 12 月 13 日条例第 28 号）</p> <p>10) 滝川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 5 号）</p> <p>11) 滝川市道路占用条例（平成 9 年 3 月 28 日条例第 10 号）</p> <p>12) 滝川市道路管理規則（平成 5 年 5 月 19 日規則第 22 号）</p> <p>13) 滝川市の未来を担うこどもの子育て・子育て環境づくりに関する条例（平成 21 年 3 月 24 日条例第 8 号）</p> <p>14) 滝川市立保育所条例（平成 26 年 2 月 17 日条例第 2 号）</p>

<p>15) 滝川市地域子育て支援センター条例（平成18年3月30日条例第8号）</p> <p>16) 滝川市こども発達支援センター条例（平成5年6月30日条例第20号）</p> <p>17) 滝川市保健センター条例（昭和61年10月1日条例第15号）</p> <p>18) 滝川市こども家庭センター条例（令和7年3月24日条例第5号）</p> <p>19) 滝川市工事現場における施工体制点検等取扱要領（平成15年3月25日要綱第17号の2）</p> <p>20) 滝川市工事現場における施工体制点検等取扱要領運用方針（平成15年3月25日要綱第17号の3）</p> <p>21) 滝川市こども計画（令和7年3月）</p> <p>22) 第3次健康たきかわ21アクションプラン（令和6年3月）</p> <p>23) 2024年度版 滝川市地域防災計画</p> <p>24) 第3期滝川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和2年3月策定、令和7年3月改定）</p> <p>その他、本事業に必要な関連条例等</p>
---

区分	内 容
参考仕様書・参考基準	<p>1) 建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>2) 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>3) 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>4) 官庁施設の環境保全性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>5) 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>6) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>7) 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>8) 官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>9) 昇降機耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター、一般社団法人日本エレベーター協会編集）</p> <p>10) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>11) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>12) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>13) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>14) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>15) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>16) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>17) 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>18) 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>19) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>20) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>21) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p> <p>22) 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）</p>

- 23) 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 24) 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設省大臣官房官庁営繕部建築課監修）
- 25) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- 26) 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 27) 鉄骨設計標準図（社団法人公共建築協会編集）
- 28) 擁壁設計標準図（社団法人公共建築協会編集）
- 29) 構内舗装・排水設計基準及び同解説（社団法人公共建築協会編集）
- 30) 建築工事施行チェックシート（社団法人公共建築協会編集）
- 31) 電気設備工事施行チェックシート（社団法人公共建築協会編集）
- 32) 機械設備工事施行チェックシート（社団法人公共建築協会編集）
- 33) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- 34) 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省住宅局建築指導課監修）
- 35) 建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 36) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 37) 建築設備設計計算書作成の手引（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 38) 公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 39) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 40) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 41) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 42) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 43) 公共建築数量積算基準・同解説（日本建築積算協会編集）
- 44) 雨水利用・排水再利用設備計画基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 45) 構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課監修）
- 46) 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 47) 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策研究所監修）
- 48) 工事写真の撮り方（建築編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 49) 工事写真の撮り方（建築設備編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 50) 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）
- 51) 建築工事安全施工技術指針・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- 52) 官庁営繕部における平成 15 年度からのホルムアルデヒド等の室内空气中の化学物質の抑制に関する処置について（通知）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 53) 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（国土交通省）
- 54) 建設リサイクル法関連
- 55) 北海道建設部営繕工事共通費積算基準及び同取扱要領

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途本市と協議のうえ、適否について決定するものとする。

## 第2章 本施設の概要

### 1. 敷地条件

本事業を実施するための敷地（以下「事業敷地」という。）は「資料1 周辺現状測量図および計画図」、「資料2 敷地求積図」に示すとおりである。また、事業敷地に係る条件は次のとおりである。

機能ごとに基本計画により想定する階数を示しているが、より優れた案があれば提案すること。

各機能ごとの必要な室については、諸室等に示したとおりである。

概ねの各室ごとの床面積については、想定面積に示すとおりである。

所在地	滝川市明神町1丁目46-1、48、49、50、51、52、53、54-1、54-2、55		
敷地面積	4,819.81 m <sup>2</sup> (46-1 : 892.56 m <sup>2</sup> 、48 : 476.03 m <sup>2</sup> 、49 : 952.06 m <sup>2</sup> 、50~54-2 : 297.52 m <sup>2</sup> ×6、55 : 714.04 m <sup>2</sup> )		
所有者	滝川市		
区分区域	非線引き区域	用途地域	商業地域
建蔽率	80%	容積率	400%
その他 地域区域	準防火地域	高さ制限	なし
道路斜線	20m (1:1.5)	隣地斜線	31m (1:2.5)
日影規制	なし	公共下水道区域	区域内 (公共下水道)
現状	55 : 滝川市保健センター (延べ床面積 : 1,237.15 m <sup>2</sup> 、RC造地下1階、地上2階建て、建設年 : 昭和61年)、55以外は駐車場、空き地となっている。		
接道条件	南西側 : 幅員20.0mの市道 (材木通り線) 北東側 : 幅員10.9m市道 (明神町新町42号線) 南東側 : 幅員20.0mの市道 (北2丁目1号線)		
その他	立地適正化計画区域内、居住誘導区域内、都市機能誘導区域内、洪水浸水想定区域内 (洪水想定浸水深0.5~3.0m)		

## 2. 本施設

### (1) 既存施設について

#### ①既存施設の機能

##### ・保健センター

地域住民の健康の保持増進を目的として、地域保健法に基づき市区町村が設置する施設。健康相談、健康教育、保健指導、健康診査など、住民に身近な保健サービスを直接提供し、地域に根ざした活動を行っている。具体的には、母子健康手帳の交付と妊婦相談、妊婦や乳幼児の健診相談、歯科検診、生活習慣病の予防指導、高齢者の健康づくり支援など、幅広い世代を対象とした地域保健サービスを提供している。

##### ・こども発達支援センター

身近な地域における通所支援機能である「児童発達支援」をはじめ、地域支援機能である「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」に加え、関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を行うことや児童発達支援事業所との支援ネットワークを構築することを目的とした施設。

##### ・花月地域子育て支援センター

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設。

##### ・中央保育所

保護者が就労などの理由で家庭内で保育ができない場合に、0歳から小学校入学前の子どもを預かり、保育する児童福祉施設。専門的な視点からこどもの心身の健やかに成長や保護者の育児等に関する支援も行う。

#### ②既存施設の現状の使い方

##### ●保健センター

①健康相談・保健指導:病気の予防、栄養、育児、精神保健など、さまざまな健康に関する相談に応じ、必要に応じて指導を行う。

②健康診査:乳幼児健診、がん検診、成人歯科検診、骨密度測定など、住民の健康状態を把握するための健康診査を実施する。

③健康づくり:生活習慣病予防教室や高齢者の介護予防教室など、地域住民の自主的な健康づくりを支援する事業を企画・実施する。

④子育て支援:母子健康手帳の交付、マタニティ教室の開催、各種妊婦相談(健康・栄養・歯科)、各種助成の手続きなど、子育て中の家庭をサポートする。

##### ●こども発達支援センター

##### ・障がい児通所系サービス

①個別指導:子どもの状況に応じて、保育士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職

が個別に1回1時間程度の支援を行なっている。

- ②グループ指導「ひだまり」グループ：主に保育所や幼稚園などの集団に属していない子どもを対象に週2回実施する。
- ③グループ指導「のびのび」グループ：運動発達の遅れや脳性まひなどの肢体不自由の子どもを対象に月1回実施する。

・相談支援系サービス

- ①一般相談：保護者からの日常的な相談を行っている。
- ②障害児支援利用計画：障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画」を作成し、サービス事業者等との連絡調整を行う。

●花月地域子育て支援センター

- ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を行う。
- ②子育て、育児不安等に関する相談及び援助を行う。
- ③地域の子育て関連情報及び保育資源の情報提供を行う。
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等を行う。
- ⑤子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援を行う。

●中央保育所

- ①乳児保育：生後43日目からの保育を行う。
- ②延長保育：その保育所に通っているお子さんを対象に、時間を延長（18:00～19:00）してお子さんを預かる。
- ③障がい児保育：集団保育が可能な2歳以上の障がいのあるお子さんの受け入れを行う。
- ④病後児保育：病気が回復したものの集団保育がまだ困難なときに、病後児保育室でお子さんを預かる。
- ⑤地域の子育て支援：保育所に在籍していない0～3歳未満のお子さんを対象に月2～3回保育所で親子で遊ぶ。

(2) 複合化後の各機能の使い方

母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施することを目的とした「こども家庭センター」が、妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、センター職員による直接的な関わりや相談対応、こどもや家族に接する周囲の方や関係機関・地域資源（民間団体・地域活動等）による関わりや支援との連携・協働、母子保健事業や子育て支援事業（家庭支援事業含む）等のサービス活用など、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施・調整する役割を担う。

この「こども家庭センター」を中心に、各家庭の状況に応じ「保健センター」、「中央保育所」、「地域子育て支援センター」、「こども発達支援センター」の施設及び職員による重層的な連携によるより高度な相談・支援を行う。

加えて、地域資源の把握や見える化、関係機関や地域資源の相互の連携強化、地域課題（妊産婦や子育て家庭のニーズ等）に応じた支援・サービスの構築や担い手の発掘・養成など、地域における支援体制の整備といった役割を果たす。

### 【各機能の整備方針】

#### A. 保健センター

■基本理念：全世代の市民の心と身体の健康づくりを総合的に支援する拠点

#### ①円滑に移動でき、プライバシーへの配慮に徹底した健診環境等の整備

##### ●方向性

- ・保健センター内における健診の流れに沿った動線やスペースの設置など、受診者にとって負担が少なく、効率的で安全・安心な健診環境を整備する。

##### ●整備内容

- ・妊娠期から切れ目のない支援を実施するため、専門スタッフ同士が日々の業務において自然と連携できるよう、専門スタッフの総合ステーションを設置する。
- ・各種健診について、受付、待合、予診、計測、診察、個別相談、歯科検診、栄養相談等を、同一フロアで完結できるように、必要なスペースや環境を整備する。
- ・待合室や健診室等で密にならないようなスペースを確保し、且つスムーズな流れで健診が行える動線を確保する。
- ・健診スペースの採光や換気について十分に配慮するとともに、健診事業に必要な設備等を備え、今以上に受診者の利便性、快適性が向上するよう整備する。
- ・誰でも使いやすいユニバーサルデザインの健診環境を整備する。
- ・健診車（大型バス）による健診時に、施設から健診車までの動線は、雨雪等が直接人に当たらないように庇などを設置する。

#### ②心身の健康等に関する相談環境の整備

##### ●方向性

- ・健康相談、口腔ケア、食育・栄養相談など、市民が相談しやすい環境を整備する。

##### ●整備内容

- ・プライバシーに配慮した相談室など、安心できる相談環境を整備する。
- ・各種専門スタッフが常駐するスタッフステーションを整備する。

#### ③デジタル化等による健康増進事業の推進・整備

##### ●方向性

- ・デジタルサービスを活用した健康増進事業を積極的に推進する。
- ・国の動向等を踏まえつつ、各健診データを活用した事業の展開を進める。

●整備内容

- ・デジタルサービスを円滑に提供、活用するために必要なスペックにより、通信環境・情報処理環境を整備する。

B. こども家庭センター

■基本理念：妊娠期から切れ目なくこどもと子育て家庭を総合的に支援する拠点

①相談機能の集約によるわかりやすい総合相談機能の整備

●方向性

- ・こどもと子育て世帯への支援に関する相談の一切をすべて一旦受け止める場であり、ここから適切なサービスや支援につなぐ。

●整備内容

- ・敷居が低く、誰もが気軽に相談に行ける雰囲気をもつ、相談しやすい総合相談窓口を設置する。

②多職種の連携による妊娠期から切れ目のない相談支援体制を実現する環境整備

●方向性

- ・こども家庭センターと、保健センターほか複合化する各機能とのスムーズな連携を図り、スピーディー且つ適切な支援を常に提供する。

●整備内容

- ・専門スタッフのミーティングが必要な時に即時実施できるようなミーティングスペース環境を整備する。
- ・相談の内容レベルによって、オープンな空間での気軽な相談から、プライバシーが確保されたクロード空間における個別相談まで対応ができるよう、十分な数、形態の多様な相談室を整備する。

③こどもと子育て家庭が気軽に訪れ、思い思いの時間を過ごすことができる環境整備

●方向性

- ・明るい雰囲気オープンな居場所機能を持ち、そこを接点に、日常的な会話や交流を通じて、必要な支援につなげる仕組みを構築する。

●整備内容

- ・エントランスは南側をメインに、公園側をサブに位置付けて2か所設置し、気軽に入館できる環境を整備する。
- ・メインエントランス付近には、ロビーラウンジやこどもの居場所といった誰もが気軽に入りやすいオープンなスペースに直通で行ける環境を整備する。

## C. こども発達支援センター

■基本理念：こどもの発達を、保護者と一緒に考え、育み、支援する拠点

### ①発達の不安に対し安心して相談でき、専門的なアセスメント、助言を行える環境の整備

#### ●方向性

- ・こどもの発達に対する保護者の不安に触れ「気づき」と「安心」を提供する相談体制を構築し、専門スタッフが、発達段階に応じて、タイムリーにアセスメントを行い、成長に向けた方向性を保護者と一緒に考える。

#### ●整備内容

- ・専門的な知見を持つ支援スタッフがスムーズに連携できる環境として、スタッフステーションを設置する。
- ・プライバシーに配慮し、個別相談が可能な相談室を複数整備する。

### ②集団生活適応に係る専門的支援を行える環境の整備

#### ●方向性

- ・支援サービスの連携の上で、こども家庭センター、保育所と複合化するメリットを最大限に発揮する。

#### ●整備内容

- ・発達支援センターとしてのプライバシー配慮を徹底しつつ、こども発達支援センター、保育所との間の動線を工夫し、スムーズな移動と連携が可能となるように機能配置を行う。
- ・連携が強化されることにより、早期発見、早期支援による療育を提供できる機能配置を行う。

### ③こどもの発達支援を効果的に実施する環境の整備

#### ●方向性

- ・実施する療育サービスについて、多様なこどもに対応し、且つより効果的な支援を実施する。

#### ●整備内容

- ・プレイルーム、機能回復訓練室等のスペースを設置する。
- ・防音機能を有する区切られたスペースを設置する。

## D. 子育て支援センター

■基本理念：子育ての不安や悩みの相談、子育て中の親子の交流を深める拠点

### ①子育ての不安や悩みの相談ができる環境の整備

#### ●方向性

- ・特に乳幼児期の子育てに関する不安や悩みを解消できる環境の整備を行う。

#### ●整備内容

- ・授乳室を備えた相談室を整備する。

・子育てに関する支援を行う保育士の詰所を整備する。

## ②子育て中の親子の交流、親同士の交流を促進する環境の整備

### ●方向性

・特に乳幼児期の子育てに関する不安や悩みを解消できる環境の整備を行う。

### ●整備内容

・親子交流、家族間交流を促進する様々な事業・イベントを開催し、交流を促進できる広場を整備する。

## E. 保育所

■基本理念：こども達の個性や発達を大切に、笑顔あふれるこども達を育む拠点

## ①こども達が自由に、安全に活動できる、みんなと一緒にいて楽しい環境の整備

### ●方向性

・こどもたちの活動が豊かに展開できる環境を整え、ユニバーサルデザインを基本とした整備を行う。

### ●整備内容

- ・保育室や各室、園庭などは、現在の保育所施設整備基準に基づき必要な広さを確保する。
- ・保育室、遊戯室などの採光に配慮するとともに、園庭の日照を確保する。
- ・登降園時の動線やセキュリティを十分に考慮した配置を行う。
- ・保育室は、遊戯室と園庭のいずれにも隣接するよう配置する。
- ・こども達のけがや事故防止への配慮を基本とした整備を行う。

## ②市全体の保育の質の向上を図りつつ、多様な保育サービスを提供する環境の整備

### ●方向性

・市全体の保育の質の向上を図るための取組を行うことができる環境と、病後児や医療的ケアが必要な児の対応を行うことができる環境を整備する。

### ●整備内容

- ・公開保育研修や外部講師を招いた講義等、研修機能の充実を図り、市内保育所の保育士の更なるスキルアップと全体の保育の質向上を目指す。
- ・病後児保育棟に加え、医療的ケアを必要とする児の保育を行える環境を整備する。
- ・複合する多機能との連携力を最大限生かした効果的な保育サービスを提供する。

## ③安全な給食を提供できる環境の整備

### ●方向性

・施設整備基準に基づき、給食提供に係る安全な環境を整備する。

### ●整備内容

- ・給食室には個別の食材等搬入口を設置する。
- ・給食室調理員の専用トイレを設置する。

- ・食品検収室を設置する。
- ・給食室は動線に配慮し、こども達の活動を妨げないような配置とする。
- ・調乳スペースは、乳児室と隣接あるいは一体的に配置する。

●保育所定員 90 人

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
9 人	13 人	16 人	16 人	18 人	18 人

●園庭面積 224.40 m<sup>2</sup>以上

F. 防災・災害時の機能（子育て世帯専用避難施設としての活用）

滝川市では、「滝川市地域防災計画」を策定し、発災時の対応を定めており、「(仮称)滝川市子育てと健康の拠点複合施設」については、水害以外の災害時に子育て世帯専用の収容避難所として活用することを想定しており、本施設 1 階を収容避難所（230 名程度想定）エリアとし、2 階を災害対応事務エリアとするため、以下の機能を整備すること。

●地震への対策

構造や耐震工法については事業者提案によるものとするが、「滝川市耐震促進計画（第 2 期）」に反することなく耐震機能を確保した施設とする。

●水害への対策

石狩川及び空知川の洪水浸水想定区域は、滝川市郊外の広い範囲で指定されており、当該計画の計画地においても、0.5～3.0m 未満の浸水が想定されている。

建物の浸水を完全に防ぐことは困難な区域であるが、浸水スピードの遅延を図る工夫を施した施設・外構とする。

●非常電源等必要設備の確保

非常用電源等、避難所開設に必要な設備について整備すること。

●乳幼児の避難

複合している保育所、発達支援センター等の設備をフル活用し、授乳や沐浴等も行える避難所として活用するため、導線の確保等に配慮すること。

(3) 複合化後の施設内容

機能	階	諸室等
保健センター機能 (既存改修)  限度床面積 1,237.20 m <sup>2</sup>	1	健康指導室
		栄養指導室
		健康総合支援窓口
		歯科指導室
		集団健診室
		相談室A
		相談室B
	2	専門スタッフステーション 更衣室
こども家庭センター機能 (新設)  限度床面積 1,000.00 m <sup>2</sup>	1	子育て総合支援窓口
	2	たきかわっ子ルーム① (妊婦専用相談室)
		たきかわっ子ルーム② (乳幼児専用相談室)
	不 問	コミュニティスペース・ワーキングスペース
		相談室、ミーティングスペース、受付カウンター
		授乳室 (赤ちゃん休憩室)
		トイレ (幼児用含む) (こども家庭センター・こども発達支援センター・子育て支援センター利用者共用)
		親子のフリースペース (こどもの遊び場含む)
こども発達支援センター機能 (機能移転)  限度床面積 492.13 m <sup>2</sup>	2	検査室
		プレールーム
		観察室
		指導室
		相談室
		防音室
		機能回復訓練室
		専門スタッフステーション
		研修室
子育て支援センター機能 (機能移転)  限度床面積 155.85 m <sup>2</sup>	不 問	子育てひろば (親子の遊びの体験支援スペース)
		相談室
		専門スタッフステーション

保育所機能 (機能移転)          限度床面積 1,062.42 m <sup>2</sup>	1	乳児保育室
		産休明け室
		ほふく室
		乳児用トイレ
		調乳室
		幼児保育室×4室
		幼児用トイレ
		職員用トイレ
		病児・病後児保育室（隔離室2室以上、トイレ、台所、オンライン診療用スペース含む）
		医療的ケア児保育室
		カームダウンスペース
		調理室（検収室、調理員専用トイレ、調理員用更衣休憩室、食品庫含む）
		遊戯室（災害時（水害を除く。）のこどもの遊び場としての用途を兼ねる）
		専門スタッフステーション
その他	防災倉庫兼物品庫、書庫 機械室、エレベーター、トイレ、廊下、玄関、風除室、ベビーカー置き場、飲料自動販売機、子育て応援自動販売機（乳児用液体ミルク、おむつ、おしり拭きなど）など	
来館者駐車場	24台以上、検診車昇降時用キャノピー、ゴミ庫、物置	
来館者駐輪場	10台分	
保育所用園庭	遊具含む	
施設全体限度床面積 3,947.60 m <sup>2</sup>		

#### (4) 周辺インフラ整備状況

##### ①周辺道路・敷地状況

- ・「資料1 敷地現況図」及び「資料2 道路台帳現況平面図」を参照すること。

##### ②上下水道

- ・現況は「資料3 上水道台帳・下水道台帳」を参照すること。
- ・給水の接続及び公共下水道への接続については「資料4 敷地内における上下水道配置図」を参照し、敷地内施設に接続すること。
- ・保健センターについては、現状受水槽方式であるが、直圧方式に切り替えるものとする。

③電話・電気

- ・当該敷地に接道する市道内に架空線あり。引き込みについては、事業者の提案によるが、当該敷地は滝川市防災ハザードマップにおける洪水浸水想定区域内であることを踏まえ、引き込み線や受電設備は上階や屋上に設置すること。

④ガス

- ・市道地中にパイプライン有り。種別はプロパン。
- ・ガス設備の設置については、事業者の提案による。

⑤灯油、重油

- ・供給可能であるが、ランニングコストやイニシャルコストの観点も十分に考慮のうえ、熱源の検討を行うこと。

(5) 地盤状況

地盤の状況は、「資料5 地盤状況」を参考とし、本施設の設計及び建設工事において事業者が地盤調査を行うこと。調査方法は、標準貫入試験とし調査箇所や支持層の評価については、建物の構造判断において支障のない情報を得なければならない。

(6) 土壌汚染状況

本市は、事業敷地について、土壌汚染のおそれのある土地利用履歴はないことを確認している。

## 第3章 本施設の整備に関する要求水準

---

### 1. 建築計画

#### (1) 外観計画

- ①既存施設（保健センター）と増築部分は一体的な整備となるため、外観デザインの全体的な調和を図ること。
- ②子育て支援や健康増進事業を取り扱う施設であるため、あたたかくぬくもりのあるデザイン及び色彩計画とすること。
- ③耐候性や長寿命を意識した建材を採用すること。

#### (2) 配置・ボリューム計画

- ①こども家庭センター、こども発達支援センター、子育て支援センター及び保育所は既存保健センターと一体的な利用とするため、当該施設と接続し、内部から各用途にアクセスできる計画とすること。
- ②計画規模は2階建てとし、車いす利用者も含め駐車スペースを可能な限り確保すること。
- ③既存部分は減築することなく現状面積を最大限活用すること。
- ④事業敷地は滝川市防災ハザードマップにおける洪水浸水想定区域内（洪水想定浸水深0.5m～3.0m）であるため、機械室や受電設備等は、2階床レベル以上の位置に設置すること。
- ⑤平和公園との一体的な利用を考慮し、出入り口や眺望について検討すること。

#### (3) 動線計画

##### ①本施設へのアクセス

- ・日影条件、降雪条件や機器の排気状況など周辺への影響に十分配慮して計画すること。
- ・歩行者の安全を確保することができる車両の動線計画とすること。
- ・施設出入り口の音声案内や誘導ブロックを設置する等、視覚の不自由な方の誘導方法について配慮すること。

##### ②建物内動線計画

- ・利用者の利便性、バリアフリー化、安全性、防災性（避難誘導の容易さなど）を考慮した動線計画を行うこと。
- ・視覚の不自由な方への配慮として、「誘導」と「安全確保」が重要であることから、点字ブロックの設置、点字表示付きエレベーターの設置や音声案内など適切に設置すること。
- ・施設利用者が平和公園側へ容易にアクセスできる動線とすること。
- ・来館者利用空間と執務空間を明確に区分して、市民、職員ともにスムーズな移

動ができるように配慮すること。

- ・利用者が迷うことなく円滑に利用できるような合理的な動線計画とすること。

#### (4) 平面計画

- ①本施設を構成する各機能の運営形態、使用状況及び管理区分を踏まえた明確なゾーニングとすること。
- ②平面計画及び階構成に当たっては、各機能及び各諸室の特性を把握し、利用者の利便性、安全性、防災性（避難誘導の容易さなど）、プライバシー確保や遮音性能などを考慮し、各機能を適切に配置すること。
- ③保育室や相談室など居室の用途によって、利用形態は様々であることから、居室用途ごとの採光計画を検討すること。

#### (5) 安全・防犯計画

- ①避難誘導のためのサイン及び誘導灯を適切に設置すること。
- ②階段等については、落下防止に配慮した計画とすること。
- ③建具等のガラスについては、ボールやおもちゃ等衝撃の恐れがある場合は強化ガラスとすること。なお人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所については、安全・安心ガラス設計施工指針（(一財)日本建築防災協会監修）によること。
- ④施設の防犯については、不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点等から、施設全体のセキュリティ対策及び各機能ごとにもセキュリティ対策を設けるなど、二重のセキュリティ対策に対応した仕様とすること。
- ⑤保健センター運営時間外に他のスペースから専門スタッフステーションへの侵入を防止するため、区画シャッター等を設置すること。また、更衣室に職員及び管理者以外が容易に立ち入らないように配置すること。
- ⑥人が触れる部分の間仕切壁や棚等については、破損防止のため、衝撃に対する十分な強度を有する工法・材料を採用すること。
- ⑦個人情報等の重要な情報資産を適切に管理、保護するため、書庫等は情報セキュリティ対策を講じること。
- ⑧来館者駐車場を含む施設内には防犯カメラを設置し、モニターは保健センター専門スタッフステーションに設置すること。

#### (6) 防災計画

- ①火災等の災害時には、容易かつ安全に避難することができる計画とし、特に高齢者、障がい者、こどもなど自力で避難が困難な利用者には十分に配慮すること。
- ②大地震等の大規模災害により停電した場合においては、本施設は収容避難所として想定していることから、コージェネレーションシステムや電源供給車両・発電

機からの接続コネクタ設置など、大規模災害時のライフラインの確保に配慮した設備計画とすること。

- ③建物内外について災害時の避難動線を確保し利用者の安全を守るとともに、来館者駐車場は緊急車両（救急車を想定）の動線や寄付きにも配慮すること。
- ④地形、地質、気象等の自然的条件による災害（人的・物的被害）を防ぐため、建築構造部材、非構造部材、設備機器等の総合的な安全性を確保した施設とすること。
- ⑤機械室にピットを設ける場合は、排水施設を整備すること。
- ⑥建築基準法第12条点検、消防法第17条の3の3及び第8条の2の2に基づく定期点検において、点検が容易に行える方法を検討し、決定すること。
- ⑦ゲリラ豪雨による冠水や河川氾濫などの水害時に本施設1階の床上0.5m程度の浸水を止水できるよう1階開口部に日本産業規格 JIS A 4716 に基づく浸水防止性能等級が Ws-4 相当以上の止水板等を設置すること。

#### (8) ユニバーサルデザイン、バリアフリー計画

- ①ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、全ての利用者が円滑かつ快適に利用できる施設を実現すること。
- ②光環境、音環境、熱環境、空気質環境、色彩環境、触感等について、身体感覚に加え、心理的影響を考慮し快適性に配慮したものとすること。
- ③施設利用するにあたって、全ての者が移動を円滑に行えるようにすること。
- ④トイレや手洗いに関し、高齢者、障がい者、こどもなど誰もが使いやすい器具を採用し、ユニバーサルデザインに配慮すること。

#### (9) 環境配慮計画

- ①第3期滝川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき二酸化炭素の削減に努めること。
- ②自然エネルギーの利用については、実用性に配慮すること。加えて、見える化を行うなど、来館者へのアピール及び環境啓発にも役立つよう配慮すること。
- ③使用材料は、揮発性有機化合物の放散（発散）が少ない材料の使用に努める他、揮発性有機化合物対策事項を満たすものとすること。
- ④廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向けて、建設工事においてもリサイクル資材の活用を配慮すること。
- ⑤風害による周辺住宅などへの影響を最小限とすること。
- ⑥本施設の排気の影響を考慮すること。
- ⑦周辺地域に対して日光の反射による障害が出ないように配慮すること。

- ⑧周辺環境に配慮し、設備機器や車両から日常的に発生する騒音、振動、排気ガスなどをできるだけ低減する計画とすること。
- ⑨屋上や外壁面などには十分な断熱材を施すとともに、開口部には日射遮蔽性能及び断熱性能のある建具等を採用するなど、空調負荷の低減及び結露防止を図ること。
  - ・次の ZEB 仕様とすること。  
ZEB Ready：再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物
  - ・一般社団法人 住宅性能評価・表示協会によって運用されている BELS（ベルス・建築物省エネルギー性能表示制度）に関する省エネ性能（燃費）について、評価・認定を受けること。
- ⑩既存改修においては、仕上げ材及び下地材とも石綿含有調査を実施し、含有の有無を明らかにし、表示すること。また、改修にあたっては、大気汚染の防止及び暴露対策を十分配慮し施工すること。

#### （10）維持管理計画

- ①建築物の長寿命化に配慮し、ライフサイクルコスト低減効果の高い設備機器の選定に務め、維持管理のしやすい施設とすること。
- ②建築物及び設備の更新、修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。
- ③改修に対応できるよう、適正な階高、適正な積載荷重の設定、設備や間仕切り変更が容易なフレキシビリティなど、長期使用に耐え得る十分な性能を確保すること。
- ④ニーズの変化や将来の情報通信技術等への対応が容易に行えるよう配慮した計画とすること。
- ⑤電気、ガス、水道等の光熱水費の低減に配慮した工夫を提案し計画すること。
- ⑥設備更新を想定し、点検口や作業スペースを十分に検討を行い、維持管理の容易さに配慮すること。

#### （11）外構計画

- ①来館者駐車場の舗装及び排水の設計は、構内舗装・排水設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）に記載されるものと同様以上とすること。
- ②市道と接続する部分の施工や道路占用については当市土木課と協議を行うこと。
- ③舗装の種類を選定に当たっては、景観等への配慮、排水負担の軽減などに考慮すること。
- ④夜間の歩行者の安全を考慮した照明設備等を計画すること。
- ⑤除排雪車両の出入りが容易であることや堆雪場所の確保など、除排雪がしやすい

計画とすること。

## (12) サイン計画

### ① 共通事項

- ・障がい者や子ども、高齢者など全ての人に配慮したユニバーサルなサイン計画とすること。
- ・本施設の利用者にわかりやすく、視認性に優れたサインであるとともに、安心感を感じるようなデザインとすること。
- ・消防法、建築基準法上における自動火災報知器、発信器、消火栓、消火器、避難経路、集合場所やその他非常用設備を示す平面デザインを作成して、各々目立つ関連場所に表示すること。
- ・最終的なサインの位置や仕様については、本市と協議のうえ決定すること。

### ② 外部サイン計画

- ・出入口位置が容易に分かるよう、適切な外部サイン計画を行うこと。
- ・サイン及びその支持体などのデザインは、街並みに配慮したものとする。
- ・施設名を建物に表示する場所を設けること。

### ③ 内部サイン計画

- ・施設案内は、室名札の設置など容易に分かるよう本施設の利用者に対し、親切でわかりやすいきめ細かなサイン計画を行うこと。
- ・視認性に優れ、利用や避難が容易となるデザインとすること。

## (13) その他

- ① 新工法やトップランナー機器採用など官庁営繕関係統一基準等により難しい工法、材料、製品等を採用する場合は当該性能、機能等を満たすことを証明し、本市の承諾を得ること。
- ② ポスターの掲示場を含む情報コーナーを配置し、誰もが利用しやすい配慮をすること。
- ③ 本施設の行事や利用状況等の情報を提供する案内情報設備（デジタル式）を当市デジタル推進室と協議のうえ設置すること。
- ④ 本施設利用者のための無線 LAN (Wi-Fi) を当市デジタル推進室と協議のうえ設置すること。

## 2. 各諸室ほか

### (1) 共通事項

- ①本書のP12記載の「第2章 本施設の概要」中、「2. 本施設 (3) 複合化後の各機能の使い方」を参考に各機能を適切に計画すること。
- ②各諸室の面積、各諸室の仕様及び必要な設備については、使用目的や機能に応じた最適な計画とすること。また、事業者が必要と考える諸室を適宜設定し提案すること。
- ③ゾーニングに当たっては、「(仮称) 子育てと健康の拠点複合施設整備基本計画 P36 イメージの一例」及び「(仮称) 子育てと健康の拠点複合施設整備基本構想概要版 P4 基本機能 (各スペース) の連携イメージ」を参考とすること。

### (2) 保健センター機能

#### ①基本方針

- ・健診の流れに沿った動線やスペースの設置など、受診者にとって負担が少なく、効率的で安全・安心な健診環境を整備すること。
- ・健康相談、口腔ケア、食育・栄養相談など、市民が相談しやすい環境を整備すること。
- ・圧迫感のない明るい印象となるよう天井の高さ、壁、床の素材、色合いに配慮すること。
- ・床は、高齢者や乳幼児の安全に配慮し、滑りにくく転倒してもけがをしにくい素材にすること。

#### ②整備計画

- ・窓及びその周辺は小さな子どもが登ったり転落したりしないよう安全に留意した造りにすること。
- ・各室に設置するドアは、大型物品の出し入れを考慮し、十分な幅と高さを確保すること。
- ・乳幼児健診、各種教室活動に必要な書類、物品が保管できるよう、壁に吊戸棚、備え付け収納棚等で収納を確保できること。子どもが届く範囲は飾り棚としないこと。棚の角等鋭利な物品を避ける、または対策すること。
- ・歯科指導室は、歯科ユニット2台、オートクレーブ (高圧滅菌機)、無影ライトが使用できるように必要数の電源が確保されていること、汚染された器具を洗浄し、一時消毒、乾燥、滅菌パックの梱包が一連で行えるシンクが設置されていて、手指消毒も行えること。
- ・栄養指導室は、オープンキッチン (大人用、こども用)、手洗い用シンクを設置すること。
- ・検診車用の電源を外壁に2箇所設置すること。検診車に対応可能な電源を確保

すること。(200V 40A, 200V 20A) の各1箇所程度。

- ・相談室 A はミーティング用テーブル、8名分程度の椅子を配置するスペースを確保すること。
- ・相談室 B は作業用テーブル、6名分程度の椅子を配置するスペースを確保すること。
- ・健康総合支援窓口は、5名分程度の執務用デスク、椅子を配置し、窓口カウンターには5名分程度の窓口対応用スペースを確保すること。
- ・専門スタッフステーションは2階に配置すること。
- ・専門スタッフステーション内の円滑な業務遂行を実現できるように固定席及びフリーアドレスを可能とする仕様とし、35名分程度(健康づくり課)に加え、~~25~~25名分程度(子育て応援課)の執務用デスク、椅子及び個人ロッカーを配置するスペースを確保すること。
- ・専門スタッフステーションの窓口を訪れた方の秘匿性が低い相談対応や職員内のミーティングなど、自由に活用することができるオープンなスペースを計画すること。
- ・専門スタッフステーションには、運営時間外は来館者が立ち入れないように区画シャッターや扉等で他のスペースと仕切れるようにすること。ただし、職員は専門スタッフステーションへの出入りができるように、ドアを設置すること。

### (3) こども家庭センター機能

#### ①基本方針

- ・こどもと子育て世帯への支援に関する相談の一切をすべて一旦受け止め、適切なサービスや支援につなぐことを目的とした計画とすること。
- ・保健センター、こども家庭センター、保育所、こども発達支援センター、地域子育て支援センターの利用者が主に使用する玄関は、こども家庭センター内に設置することとし、そこからコミュニティスペースをこどもも大人も高齢者も通るようにし、情報の掲示やちょっとした事業ができるような造りにすることで、コミュニティスペースでの異世代間の交流や情報交換が生まれるような仕掛けが可能な環境にすること。
- ・複合化する各機能とのスムーズな連携を図り、スピーディーかつ適切な支援を常に提供できるよう計画すること。

#### ②整備計画

- ・子育て総合支援窓口は、子育てに関する総合的な窓口とし、こども家庭センター、こども発達支援センター、子育て支援センター及び保育所と密接にかかわる機能とすること。また、敷居が低く、誰もが気軽に相談に行ける雰囲気をもつ、相談しやすい窓口として相談カウンターを配置すること。

- ・こどもの遊び場は、こどもがのびのびと遊んでも問題が無いように、危険な角が無いこと、かつ衝撃や耐久性に優れた仕上げとすること。
- ・こどもの遊び場は靴を脱いで利用することを想定しているため、概ね 30 足程度の下駄箱を設置すること。
- ・こどもの遊び場は天候に左右されず自由に遊べる空間とし、屋内運動（ネット遊具、滑り台、ボールプールなど）ができるスペース及び天井空間を確保すること。
- ・こどもの遊び場は主に 0 歳～5 歳のこどもが遊ぶことを想定しているため、年代別に（未就学児、小学生）ゾーニングし、誰もが利用しやすい空間とすること。
- ・授乳やおむつ替えなどのための赤ちゃん休憩室にはこどもの遊び場からアクセスしやすい配置とし、授乳に必要な給湯設備を設置すること。

#### （4）こども発達支援センター機能

##### ①基本方針

- ・こどもの発達に対する保護者の不安に触れ「気づき」と「安心」を提供する相談体制を構築し、専門スタッフが、発達段階に応じて、タイムリーにアセスメントを行い、成長に向けた方向性を保護者と一緒に考える場であることを考慮した計画とすること。
- ・発達支援センターとしてのプライバシー配慮を徹底しつつ、こども家庭センター及び保育所とスムーズな移動及び連携が可能となるよう計画すること。

##### ②整備計画

- ・プレールーム内で運動するこどもの様子をモニタリングするための観察室を配置すること。
- ・専門スタッフステーション内の円滑な業務遂行を実現できるように固定席及びフリーアドレスを可能とする仕様とし、10 名分程度の執務用デスク、椅子を配置するスペースを確保すること。
- ・こども発達支援センターのスペースには、運営時間外は来館者が立ち入れないように区画シャッターや扉等で他のスペースと仕切れるようにすること。ただし、職員は専門スタッフステーションへの出入りができるよう、ドアを設置すること。

#### （5）地域子育て支援センター機能

##### ①基本方針

- ・特に乳幼児期の子育てに関する不安や悩みを解消できる環境を計画すること。
- ・子育ての不安や悩みを抱えた方が安心して過ごせる仕上げ及び色彩とするこ

と。

- ・乳幼児がのびのびと遊んでも問題が無いように、危険な角が無いこと、かつ衝撃や耐久性に優れた仕上げとすること。

## ②整備計画

- ・子育てひろば（親子の遊びの体験支援スペース）から授乳やおむつ替えなどのための赤ちゃん休憩室へアクセスしやすい計画とすること。
- ・相談室は、子育て親子とスタッフの相談スペースとして活用するため、4名分程度の机、椅子を配置するスペースを確保すること。
- ・専門スタッフステーションは、4名分程度の執務用デスクを配置するスペースを確保すること。

## (6) 保育所機能

### ①基本方針

- ・こどもたちの活動が豊かに展開できる環境を整え、ユニバーサルデザインを基本として計画すること。

### ②整備計画

- ・調乳室は、給湯設備、自動水栓の手洗い設備、一槽シンク、冷凍母乳用冷凍庫を、設置すること。
- ・幼児保育室（3～5歳児クラス）、幼児用トイレと手洗い場、遊戯室は、生活習慣の指導が行え、幼児の様子が確認できるなど動線に配慮し、遊戯室が隣接または近接していること。
- ・遊戯室に、3～5歳児用スタッキングベッド収納場所を設置すること。
- ・幼児用トイレのうち1カ所は障害児や医療的ケア児にも対応できる広さを確保した多目的トイレとすること。
- ・病児・病後児保育室は、隔離室を2室以上、乳幼児用トイレ、台所を配置し、オンライン診療に対応できる計画とすること。
- ・障害児や医療的ケアの必要な児童にも対応出来る保育室を1室設置すること。
- ・調理室、検収室、食品庫の床は、床に排水しない乾式（ドライ）仕上げとし、不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。耐熱性が必要な部分の仕上げに配慮すること。また、検収室と食品庫は扉で区切り、調理室から直接出入り可能な配置とすること。
- ・調理室の備品等に交換が生じた時のため、器具の搬入出ができるスペースの間口を確保すること。
- ・検収室は、食材搬入口となり納入業者の車が停まることから、施設利用者の安全を考慮した場所、かつ、調理室から出たゴミを搬出しやすい場所になるようにすること。

- ・調理員専用トイレは、便器周辺に個別に自動で手指消毒ができる手洗い設備を設けること。
- ・遊戯室は、保育所のこどもが日常的に運動するために利用するのみならず、水害時を除く災害時に子育て世帯の避難場所として想定していることから、広い空間を確保すること。
- ・専門スタッフステーション内の円滑な業務遂行を実現できるように固定席及びフリーアドレスを可能とする仕様とし、22名分程度の執務用デスク、椅子及びロッカーを配置すること。

#### (7) その他の諸室等

- ・防災倉庫兼物品庫は、災害時の子育て世帯の避難所としての機能に特化するため、避難生活に必要な備品等の保管が可能なスペースを確保すること。
- ・エレベーターは、各機能にアクセスしやすい箇所に整備すること。
- ・エレベーターは、リクライニング・ティルトタイプの車椅子の規格で56.5cm×143cm以上のサイズのもの1台及び介助者1名を無理なく乗り降りさせることができる人荷用エレベーターとすること。
- ・トイレは、施設利用者用トイレ、幼児用トイレ、多目的用トイレなど適切に配置すること。また、多目的用トイレは親がこどもと一緒に入ることを想定した計画とすること。なお、発達支援センターのトイレは、リクライニング・ティルトタイプの車椅子の規格で56.5cm×143cm以上のサイズのもの1台及び介助者1名が無理なく利用できるよう計画すること。
- ・受水槽は設けず、直圧方式を採用すること。整備方法について、中空知広域水道企業団と協議すること。
- ・飲料自動販売機、子育て応援自動販売機（乳児用液体ミルク、おむつ、おしり拭きなど）の設置に対応できるスペース等を用意すること。

#### (8) 仕上げ計画

##### ①一般事項

- ・地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。
- ・清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とすること。
- ・内装仕上げ材は、各機能、各諸室の用途、利用内容や形態など各機能の特性に配慮した仕様とすること。
- ・仕上げ材は、長寿命で耐久性に優れ、かつ、清掃・補修等がしやすいなど、維持管理が容易なものを選定すること。
- ・本施設はこどもや高齢者が利用する施設であることから危険な凹凸を避ける、怪我をしない素材を使用するなど、利用者の安全性に配慮すること。

- ・トイレの床は乾式（ドライ）仕上げとすること。
- ・各室の用途・機能に応じて防音等の対策を行うこと。
- ・廊下や階段等には、スリップ防止や衝突防止等の安全確保に配慮すること。

## ②揮発性有機化合物対策

本工事に使用する化学物質を放散（発散）させる建築材料等の使用に当たっては、揮発性有機化合物の放散（発散）が少ない材料の使用に努める他、次の事項（以下「揮発性有機化合物対策事項」という。）を満たすものとする。

- ・ホルムアルデヒド放散（発散）建築材料に指定されている材料は、F☆☆☆☆等の規制対象外材料とすること。（以下「ホルムアルデヒド放散材料」という。）
- ・接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド放散材料のほか、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- ・保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド放散材料のほか、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- ・屋内に使用する塗料は、室内空气中化学物質の室内濃度指針値について（厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）で指定された13物質（以下「13物質」という。）を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- ・木質建材、家具、建具類及び二次製品は、ホルムアルデヒド放散材料のほか、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- ・ワックスは、有機リン系化合物を含有していないものを使用し、13物質を放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- ・施工時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散（発散）を促進するために、繰り返し換気を行い、測定を行った後、結果を提出すること。

## (9) 来館者駐車場

- ・24台以上駐車できるよう計画すること。
- ・検診車（大型バス）による健診時に、施設から検診車までの動線は、雨雪等が直接当たらないように検診車昇降時用キャノピーを設置すること。
- ・施設を訪れた方が容易に駐車できるスペース及び車両通路とすること。
- ・歩行者スペースと車両通路が交差する場合は、安全性を考慮した計画とすること。

## (10) 来館者駐輪場

- ・10台分の自転車が駐輪できるよう計画すること。

- ・駐輪し終えた来館者が玄関にアプローチしやすい場所に配置すること。
- ・駐車場を走行する車両及び歩行者と動線が交差しないように計画すること。

#### (1 1) 保育所用園庭

- ・幼児保育室から直接アクセス出来るものとし、保育所利用者以外の者が出入りできないよう配慮すること。
- ・園庭内には、遊具（ジャングルジム、滑り台、うんてい、鉄棒など）と砂場を配置すること。

#### (1 2) その他外構計画

- ・施設付属物（ゴミ庫、物置等）を適宜配置すること。
- ・使用済みおむつ専用保管場所（物置、ゴミ箱）を設置すること。
- ・生ごみ等調理室（検収室）から、動線が遠くならないように配慮すること。
- ・共用出入口付近など利用者の目につきやすい場所に、ミニ菜園を設置し水やり等ができる設備を設置すること。

#### (1 3) 設計の内容について

- ・設計の進捗にあたり、記載している内容以外の仕様等については、別途業務仕様書を共有し担当者と協議して進めること。

### 3. 構造計画

#### (1) 耐震性能

①施設の耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき、次のとおりとすること。

- ・構造体の耐震安全性：Ⅱ類
- ・非構造部材の耐震安全性：A類
- ・設備の耐震安全性：乙類

②構造設計に当たっては、建築基準法による他、自重、積載荷重その他の荷重並びに積雪荷重、風荷重及び地震荷重に対して、構造耐力上十分に安全な計画とすること。

#### (2) 重要度係数

①本施設の重要度係数は 1.25 とすること。

②構造計画上、複雑な形状となる場合は、適切にエキスパンションジョイントを設けること。

#### (3) 耐久性能

①鉄筋コンクリート造の場合は、建築工事標準仕様書／同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める計画供用期間において「標準（大規模補修不要期間 65 年）」以上の耐久性能を確保すること。

②鉄骨造の場合も、鉄筋コンクリート造の場合と同等の耐久性能を確保するものとし、防錆等の適切な措置を施すこと。

③木造は採用不可とする。

#### (4) 基礎構造

基礎構造は良質な地盤に支持させることとし、不同沈下等により建築物に有害な支障を与えることのない基礎形式及び工法を定めること。

## 4. 電気設備計画

### (1) 電灯設備

- ①設備方式は、耐久性、信頼性、長寿命、維持管理性、省資源及び省エネルギーに配慮したものとする。
- ②コンセントは用途に適した形式及び容量を確保し、適切な位置に配置すること。
- ③照明器具は、諸室の用途と適性を考慮して、それぞれ適切な機器選定を行うとともに、維持管理の容易なものとする。
- ④器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。特に高所に設置するものについては、点検用歩廊等により保守が行いやすい計画とすること。
- ⑤点滅区分を適正にして、こまめな消灯ができること。また、人感センサー制御やゾーニング制御などにより、照明の消費電力の低減を図ること。
- ⑥本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。なお、点滅方式は外光や人感による自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- ⑦外灯については光害に配慮すること。
- ⑧その他、必要に応じて保安照明を設置すること。

### (2) 幹線・動力設備

- ①管理を容易に行うことができるようにすること。
- ②将来の幹線増設が容易になるよう、増設スペースを見込むこと。
- ③ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性を考慮して選定すること。
- ④各回路の用途に応じた、サーキットブレーカーや漏電ブレーカーを適宜設置すること。

### (3) 受変電設備（必要な場合）

- ①受変電設備が必要な場合は、上階または屋上に設置すること。なお、屋上に設置する場合は屋外型とすること。
- ②電気室は保守及び将来の負荷の増設を見込んだ増設スペース等を確保すること。
- ③電気室は浸水、冠水等を考慮すること。
- ④負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- ⑤電源設備は、通信、情報、音響等に高調波等の影響を及ぼさないこと。
- ⑥経済的な電気契約が締結できるよう配慮すること。

(4) 発電等設備

- ①後述する第4章5. 機械設備計画を参考に、暖房設備を稼働させる最小限の設備を検討すること。
- ②大地震等の大規模災害時の停電に対応するよう、電源供給車両や発電機からの接続コネクタを外壁1階に設置すること。

(5) 雷保護設備

- JIS 規格、建築基準法に基づき雷保護設備を設置すること。

(6) 構内情報通信網設備

- ①光端子及びネットワーク機器が施錠の上、設置できる場所を設けること。また、光回線を屋外から光端子設置場所まで配線できる配管を設けること。
- ②ネットワーク機器から本市が別途指定する場所まで LAN ケーブルを配線すること。なお、LAN ケーブルの色、Cat については別途本市の指示したものを利用することとし、壁埋込（メス口）として設置すること。
- ③ネットワーク機器の設置、当該機器への配線の接続及び設定は、別途本市が行うこととする（市が管理している情報共有システムに関する機器に限る）。
- ④本施設利用者用の無線 LAN（Wi-Fi）設置に必要な電源およびネットワーク配線を行うこと。

(7) 構内交換設備

- 電話端末を設置すること。なお、電話端末については本市が別途調達する。

(8) 放送設備

- ①消防法に定める非常放送設備を設置すること。
- ②放送設備は保健センター専門スタッフステーションから放送できるようにすること。

(9) テレビ共同受信設備

- ①屋上に各種テレビアンテナを設置し、本施設内の事務室に直列ユニットを設置し、配線を行うこと。
- ②設置するアンテナ種別は、地上波デジタル・BS・CSの各アンテナを設置すること。

(10) 電波障害防除施設

設計によって、最高高さが10mを越える場合は、周辺家屋への電波障害影響調査（地上デジタルの電波障害の調査及び必要となる電波障害防除施設の仕様についての検討を含む。）を実施すること。

(11) 防災設備

①消防法、建築基準法、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例及び所轄消防署の指導に従って各種防災設備を設置すること。

(12) 防犯管理設備

- ①非常通報装置、連絡用インターホン、監視カメラを設置し、施設内の防犯管理設備を計画すること。
- ②保健センター専門スタッフステーションに主防犯監視装置などを設置すること。

## 5. 機械設備計画

### (1) 共通事項

- ①設備方式、使用機材は、耐久性、信頼性、耐震性、長寿命、維持管理性、省資源及び省エネルギーに配慮したものとする。
- ②機器更新時を考慮した配置計画とすること。
- ③操作や維持管理がしやすいものとする。
- ④地震時などの二次災害防止に配慮した計画とすること。
- ⑤給水、給湯設備、排水通気設備、空調設備、衛生器具設備等について、諸室環境に応じた適切な計画を配慮すること。特に窓のない室については、気流が滞りやすいので重点的に湿気対策を講じること。

### (2) 熱源機器設備

- ①使用する燃料、エネルギーの種別に関しては事業者の提案によるが、環境負荷低減に配慮した上で選定すること。
- ②高効率で管理の容易なシステムとし、長寿命で経済性に優れた方式とすること。
- ③コージェネレーションやヒートポンプの導入を検討すること。
- ④停電対応 GHP なども検討すること。

### (3) 空調設備

- ①空調方式及び空調機の型式は、空調負荷や換気量等を考慮し、適正な室内環境を維持することができるものとする。また用途、使い勝手、利用時間帯等に配慮した計画とすること。
- ②利用状況や施設の開閉状況に応じ、細かな設定が可能なシステムを検討すること。

### (4) 換気設備

- ①室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。またシックハウス対策に配慮した換気計画とすること。
- ②省エネルギー性を考慮した換気設備の設置を検討すること。

### (5) 排煙設備

- ①自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。

### (6) 自動制御設備

- ①設備機器類の日常運転や維持管理、異常警報等の監視システムを計画すること。また、これらの機能を管理しやすい方法を検討すること。

②各機能、用途に応じたゾーン・室で温度管理ができるシステムとすること。

#### (7) 給水設備

①給水方式は、直圧とし衛生的かつ合理的で経済性に優れた計画とすること。

②給水負荷変動に考慮した計画とすること。

#### (8) 給湯設備・調理器具

①局所給湯方式を基本とし、各個所の給湯量に応じた給湯器を選定すること。

②給湯室や授乳室などの室には、飲用に適する給湯設備を設置すること。

③保育所の調理室については、衛生的かつ効率的な調理環境を維持するため、主に手洗い、器具洗浄、食材の下処理など、多岐の用途に対応した機器の検討をすること。  
手洗いには、手洗い用液体石けん器具を設置すること。

④保育所の調理室の調理器具については、人数や年齢に応じた数種類の給食を提供できることや、調理員の負荷が最小限となる様な器具の選定を検討すること。

#### (9) 排水設備

①排水は公共下水道に排出すること。直接、公共下水道に放流できない排水（廃液を貯留するものを除く。）、下水道法令等による水質規制を受ける対象物質がある場合は、排水除外設備によって適切に排水処理した後、公共下水道に排出すること。

②保育所の調理室には、グリーストラップを設置すること。点検や清掃が容易となるような方法を検討すること。

#### (10) 衛生器具設備

①高齢者、障がい者、こどもなど誰もが使いやすい器具を採用し、ユニバーサルデザインに配慮すること。

②衛生的で使いやすい器具を採用すること。

③手洗いは自動水栓を採用すること。

④小便器は個別自動洗浄小便器を使用するなど、省エネルギー省資源に配慮した器具を採用すること。

⑤適宜ハンドドライヤーを設置すること。

⑥多目的トイレには、ウォシュレット、車椅子専用手洗い、稼働手摺り、ベビーチェア、ベビーベッド、オストメイトを設置すること。

⑦幼児が使用するトイレには、幼児用トイレブース、幼児用便器及び手洗いを適宜設置すること。また、手洗い用液体石けん器具も設置すること。

⑧幼児や児童が使用する各室の手洗いに関しては、造作で角がない仕様とし、使いやすいカランを選定すること。また、手洗い用液体石けん器具または固形石けん置き

も設置すること。

(11) ガス設備

①ガス設備を整備する場合は、ガス遮断装置やガス漏れ感知器等の安全対策を計画すること。

(12) 消火設備

①関連法令及び所管消防署の指導に従い、消火設備を設置すること。

②原則として、消火器ボックスは、壁埋め込み方式とすること。

③可能な範囲で、内装に調和した色彩とすること。

## 第4章 設計業務の要求水準

---

### 1. 業務の内容

事業者が実施する業務は次のとおりとする。

- ・事前調査等業務
- ・法令や規定のチェック
- ・バリアフリーチェック
- ・設計及び確認申請等の関連業務

### 2. 事前調査等業務

必要に応じて測量、地質調査、インフラ調査、電波障害対策調査、石綿含有調査、及び周辺家屋調査、その他必要な手続き等を事業者の責任において、必要な時期に適切に実施すること。

調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成するとともに本市に提出し、承諾を受けること。

また、調査終了時に、調査報告書を本市に提出し、確認を受けること。提出時期については、実施する調査内容に応じて本市と協議すること。

#### (1) 電波障害状況

設計によって、最高高さが10mを越える場合は、周辺家屋への電波障害影響調査（地上デジタルの電波障害の調査及び必要となる電波障害防除施設の仕様の検討を含む。）を実施し、受信レベル・受信画質等の報告書を作成し、本市に提出すること。なお、本施設建設に伴うテレビ電波障害が発生した場合は、本工事においてテレビ電波障害対策を行うこと。

また、事業期間内において確認された、本事業の影響による電波障害に対しても誠実に対応すること。

#### (2) 土地の形質変更に係る届出等

必要となる場合は、土壤汚染対策法第4条に定めるところにより、土地の形質変更に係る届出を行うこと。また、土壤汚染調査の命令を発出した場合には、土壤汚染調査を行うこと。

既に宅地であり土地の地盤高さの変更はないものと考えられることから、都市計画法に基づく開発行為申請は実施しない。

#### (3) 各種申請業務

本事業で必要となる関係機関との事前協議や手続き、申請等を適切に行うこと。また、建築確認申請に係る工事完了検査について対応すること。

#### (4) 石綿に関する報告等

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、及び建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他法令に基づき、事前調査や報告について適切に行うこと。

### 3. バリアフリーチェック

#### (1) バリアフリーチェック

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき実施するバリアフリーチェックについて、資料作成等の必要な業務を実施すること。

##### ①実施時期

バリアフリーチェックは、設計段階と建設段階の2回とする。

##### ②チェックの方法

バリアフリーチェックの方法は、「建築物移動等円滑化基準チェックリスト」に基づくものとする。

##### ③設計への反映

バリアフリーチェックに当たり、提案書、選定職員会議の審査結果等に基づく提案変更可能条件等について、本市と予め十分な協議を行っておくこととし、設計業務においてバリアフリーチェックの結果を反映するよう努めること。また、反映が困難な場合は、その理由を市の担当所管に説明すること。なお、バリアフリーチェックの結果を反映するために、事業者の提案内容に変更が生じる場合の事業費の増減等に関する手続き及び費用負担の詳細については、事業契約にて示すものとする。

### 4. 設計及び関連業務

①設計に当たり、本市と内容を協議し設計を進めることとし、定期的に本市に検討内容や進捗状況等を報告すること。

②主任設計者を配置し、組織体制と合わせて設計着手前に本市に提出し、確認を受けること。

③管理技術者及び照査技術者を指定し、本業務のチェック体制を整備すること。

④契約締結後速やかに、設計計画書（詳細工程表を含む）を作成し、本市に提出し、確認を受けること。

⑤設計の進捗管理を事業者の責任において実施すること。

⑥設計業務の内容は、北海道が定める建築設計業務委託共通仕様書に示される業務を基準とすること。

⑦本市による完成確認

設計業務終了後、次の方法により行われる完成確認を実施するものとする。

- ・設計業務が完了後、市に対し設計完成通知書を提出し、「5. 基本設計及び実施設計に関する書類提出」に関する確認を受けること。
- ・本市は事業者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。
- ・業務完成検査の合格後、委託業務受渡書を2部提出し、公印押印後1部返却を受けること。

## 5. 基本設計及び実施設計に関する書類提出

基本設計及び実施設計時には、「別紙1 基本設計及び実施設計完了時提出物一覧」に示す書類等を本市に提出し、確認を受けること。

## 第5章 建設・工事監理業務の要求水準

---

### 1. 業務の内容

(1) 事業者が実施する業務は次のとおりとする。

- ①建設及び関連業務
- ②引渡し業務
- ③什器備品の選定補助等業務
- ④工事監理業務

(2) 建設及び関連業務

建設及び関連業務については、建築着工及び完成のほか、工程表を作成しこれに関連する申請及び届出を適した時期に対応し、遅延が生じないように、工事監理と協力スケジュールの管理を行う。

(3) 引渡し業務

引渡し業務については、問題なく施設を使用開始できるように、施設管理者や担当所管に対し、施設管理の仕方及び設備の取扱い説明を誠実に行うとともに、ランニングコストの縮減や業務環境の充実となるようアドバイスも行うこと。

(4) 工事監理業務について

工事監理業務は、建築士法第2条第8項に定める工事監理を行う業務とし、設計図書どおりに本施設が施工されるようにするために必要な業務及び施工に関する品質確保のために必要な業務とする。工事監理業務を行う者は、自ら施工状況を実地にて確認しない部位であっても、後から確認できるような記録を行うよう建設業務を行う者を指導することは、工事監理業務を行う者の責務であり、この責務を踏まえ、工事監理業務にあたること。

### 2. 建設及び関連業務

(1) 基本的な考え方

- ①事業契約に定める期間内に本施設の建設工事を実施すること。
- ②近隣に対する建設工事関係の事前説明及び工事現場周辺の注意喚起については、事業者が実施するとともに、本市はこれに協力するものとする。
- ③建設工事に着手する前に、事前に契約書届及び施工計画書を作成し承諾を得ること。
  - ・施工計画書策定に当たり留意すべき事項
    - a 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照し適切な施工計画書を策定すること。

- b 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
  - c 施工にあたり、安全対策や職員の罹患対応など、場内の職場環境の改善を図ること。
  - d 建設工事内容を近隣へ周知徹底して理解を得るように努めること。
  - e 本施設及び近隣への対応について、事業者は本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
  - f 建設工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策）を行うこと。
  - g 地下への掘削工事に当たっては、地下水位を考慮した掘削工事計画を策定し、地下水の流出及び周辺への影響がないよう留意すること。
  - h 工事施工に必要なスペース確保のために、道路を使用する場合の占用許可に係る手続き等については、事業者が実施すること。
  - i 廃棄物処分に関する廃棄物の種別、最終中間処分の別、廃棄先や廃棄ルート等を決定すること。
- ・建設に関する各種申請の適切な対応
    - a 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。

## (2) 着手前業務

### ①近隣調査・準備検査等

- ・建設工事の着手に先立ち、近隣との調整及び建築準備調査等を十分に行い、建設工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- ・近隣への説明を実施すること。
- ・建物及びその建設工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処置を行うこと。

### ②総合施工計画書等の提出

- ・建設工事に着手する前に総合施工計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出し、確認を受けること。
  - a 全体工事工程表
  - b 実施工程表
  - c 建設工事着手届
  - d 工事実施体制
  - e 現場代理人の通知（経歴書を添付）
  - f 監理技術者又は主任技術者の通知届（経歴書を添付）

g 施工体制台帳及び施工体系図（写し）

- ・一工程の施工に着手する前に、総合施工計画書に基づく工種別施工計画書を本市に提出し、承諾を得ること。

### （3）建設工事中業務

#### ①建設工事

- ・各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、総合施工計画書及び工種別施工計画書に従って施設の建設工事を実施すること。事業者は建設工事現場に建設工事記録を常に整備すること。
- ・事業者は、本市からの要請があった場合、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・本市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるものとする。加えて、本市が建設工事現場での施工状況の確認を事業者に対し求めた場合には、事業者はこれに誠実に対応すること。
- ・建設工事中における近隣住民への安全対策については万全を期すこと。
- ・建設工事を円滑に推進できるように、必要に応じて建設工事状況の近隣住民への説明等を十分に行うこと。
- ・騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行うこと。
- ・周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において対応すること。
- ・建設工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ・建設工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- ・隣接する建物や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、建設工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・建設工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理し、本市に報告すること。
- ・建設工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意すること。
- ・建設工事中に事故が発生した場合、すみやかに本市に報告すること。
- ・用地境界について確認し、引照点を取り、復元すること。
- ・建設工事中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一災害により火災等が発生した場合には、適切な対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、本市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。
- ・週休二日の実施が分かる様に、出勤簿により記録を保存すること。
- ・年度毎に本市が定める出来高を達成し、検査を受けること。

## ②その他

滝川市工事現場における施工体制点検等取扱要領及び滝川市工事現場における施工体制点検等取扱要領運用方針による。

原則として建設工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。

## (4) 建設工事後業務

### ①完成検査及び完成確認

完成検査及び完成確認は、本施設を本市へ引き渡しを行う前に完了させるものとする。

### ②実施方法

完成検査及び完成確認は「③シックハウス対策の検査」から「⑦完成図書の提出」の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

### ③シックハウス対策の検査

- ・「④事業者による完成検査」に際して本施設における揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、その結果を本市に報告すること。
- ・測定値が室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について（厚生省生活衛生局長通知）に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、「⑤本市による完成確認等」までには是正措置を講ずること。

### ④事業者による完成検査

- ・事業者の責任及び費用において、本施設の完成検査及び機器並びに器具の試運転検査等を実施すること。
- ・完成検査及び機器並びに器具の試運転検査等の実施については、これらの実施までに本市に通知すること。
- ・本市は事業者が実施する完成検査及び機器並びに器具の試運転に立会うことができるものとする。
- ・本市に対して完成検査、機器並びに器具の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
- ・事業者が実施した完成検査の完了後に、速やかに工事完成届とともに、次の書類を本市へ提出すること。

#### a 揮発性有機化合物の測定結果

### ⑤本市による完成確認等

本市は、「④事業者による完成検査」の終了後、本施設について、次の方法により行われる完成確認を実施するものとする。

- ・工事完成通知書を提出すること。
- ・本市は事業者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。
- ・事業者は、機器及び器具の取扱いに関する本市への説明を実施すること。
- ・工事完成検査の合格後、工事受渡書を2部提出し、公印押印後1部返却を受けること。

#### ⑥完成確認後の是正等

- ・本市は、「⑤本市の完成確認等」の結果、是正、修補等が必要な場合は、これを事業者に求めることができるものとする。
- ・事業者は、前記による請求を受けた場合には、速やかに是正等を完了させるものとする。
- ・事業者は、本施設の完成確認において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を完成図書に反映させるものとする。

#### ⑦完成図書の提出

「⑤本市による完成確認等」の終了後、速やかに「別紙2 完成図書一覧」に示す書類等を提出し、確認を受けること。

### 3. 什器備品の選定補助等業務

- ①什器備品の選定補助等業務を施設整備期間中に実施すること。
- ②本施設において必要であると想定している什器備品については、「資料5 什器備品一覧」に示しているが、実施設計を進める中で追加で必要となる可能性が十分想定されるため、現時点においては参考資料としての取扱いとする。  
また、同資料中、分担において市欄に○が記載されている想定什器・備品類については、室内空間と調和し、豊かで潤いのある施設環境を形成するような什器備品を検討し、本市に対して提案すること。事業者欄に○が記載されている想定什器・備品類については工事費に含むため、本市の確認を経て選定された什器備品は事業者が設置すること。
- ③什器備品は、シックハウス対策のため揮発性有機化合物等が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。
- ④什器備品は既製品の調達を基本とするが、同等以上の作り付け等の什器備品を検討することも認めるものとする。必要に応じて什器備品の設計を行うこと。

### 4. 工事監理業務

#### (1) 工事監理者の通知

建設工事に着手する前に、工事監理業務の責任者（以下「工事監理者」という。）

を選任の上、本市に提出し確認を受けること。

(2) 工事監理業務計画書の提出

- ①建設工事着手前に、工事監理者に、設計図書どおりに施工が行われていることその他工事監理業務を的確に実施するために必要な確認方法及び確認時期、記録方法等を記載した工事監理業務計画書を作成させ、本市に提出し、確認を受けること。
- ②工事監理業務計画書の作成に当たっては、建設工事に係る各業務内容や役割分担との整合性を確保するものとする。
- ③工事監理業務計画書については、建設工事の進捗に応じ変更の必要が生じた場合は、本市と協議し、確認を受けること。

(3) 工事監理報告書の作成

- ①工事監理者に工事監理報告書を作成させ、本市に毎月提出し、確認を受けること。
- ②工事監理報告書は、工事監理記録及び工事記録写真として、工事監理業務計画書に定められた業務を的確に実施したこと、設計図書に基づいて建設工事が施工されていることを確認したこと、それらの施工状況が要求水準に適合していることを確認したことについて、本市が確認できる内容とする。

## 5. 引渡し業務

(1) 業務の対象

本市による完成確認の後、速やかに本施設を本市へ引渡すこと。

①本施設の引渡書等の提出

本市による完成確認後、引渡書類等を本市に提出すること。

引渡書類等については、次に掲げるものを基本とする。

- ・建設、工事監理業務に係る成果物の引渡書
- ・業務完了届
- ・本施設の鍵

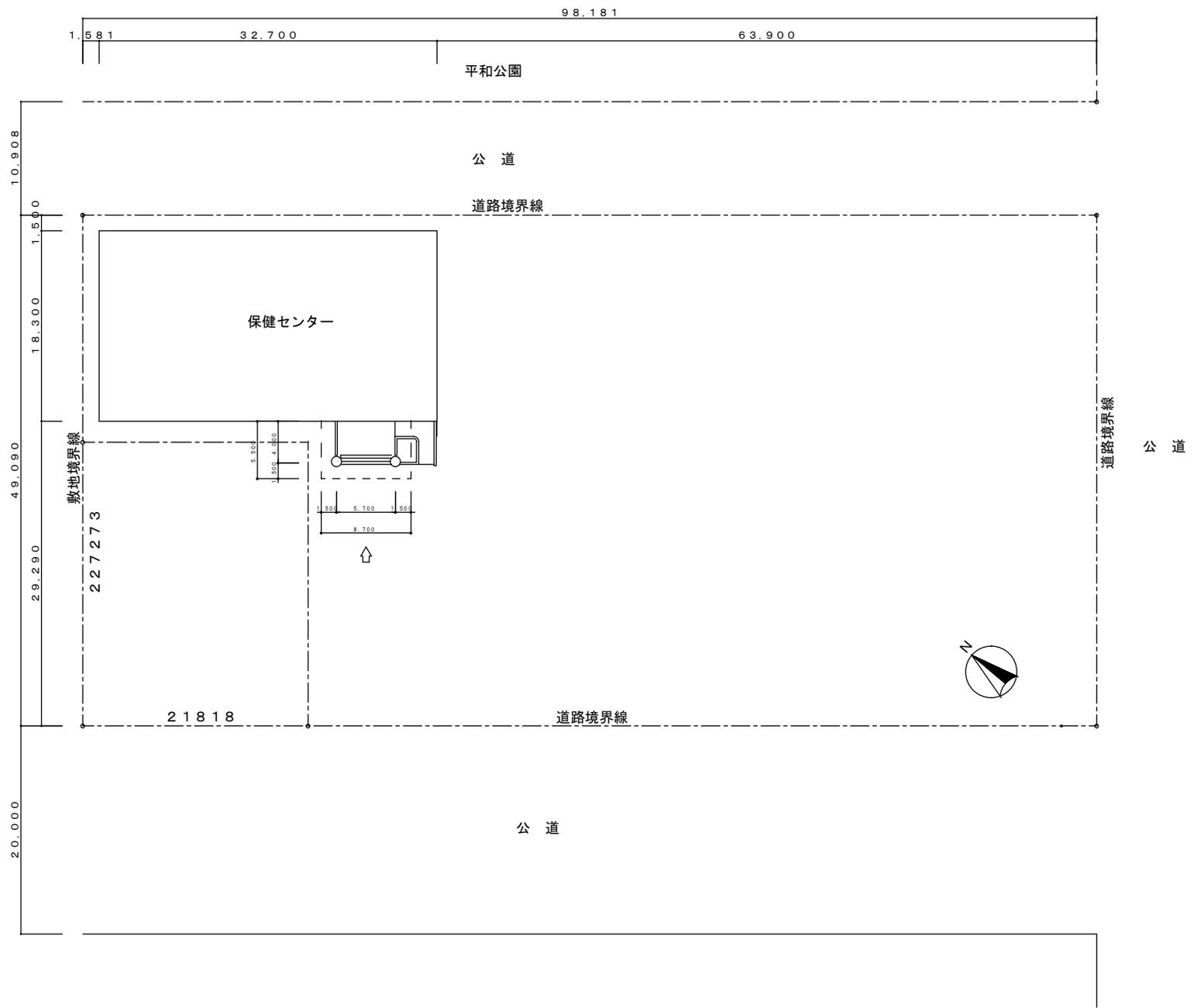
(2) 登記

当該施設は、市が所有者となるので登記はしない。

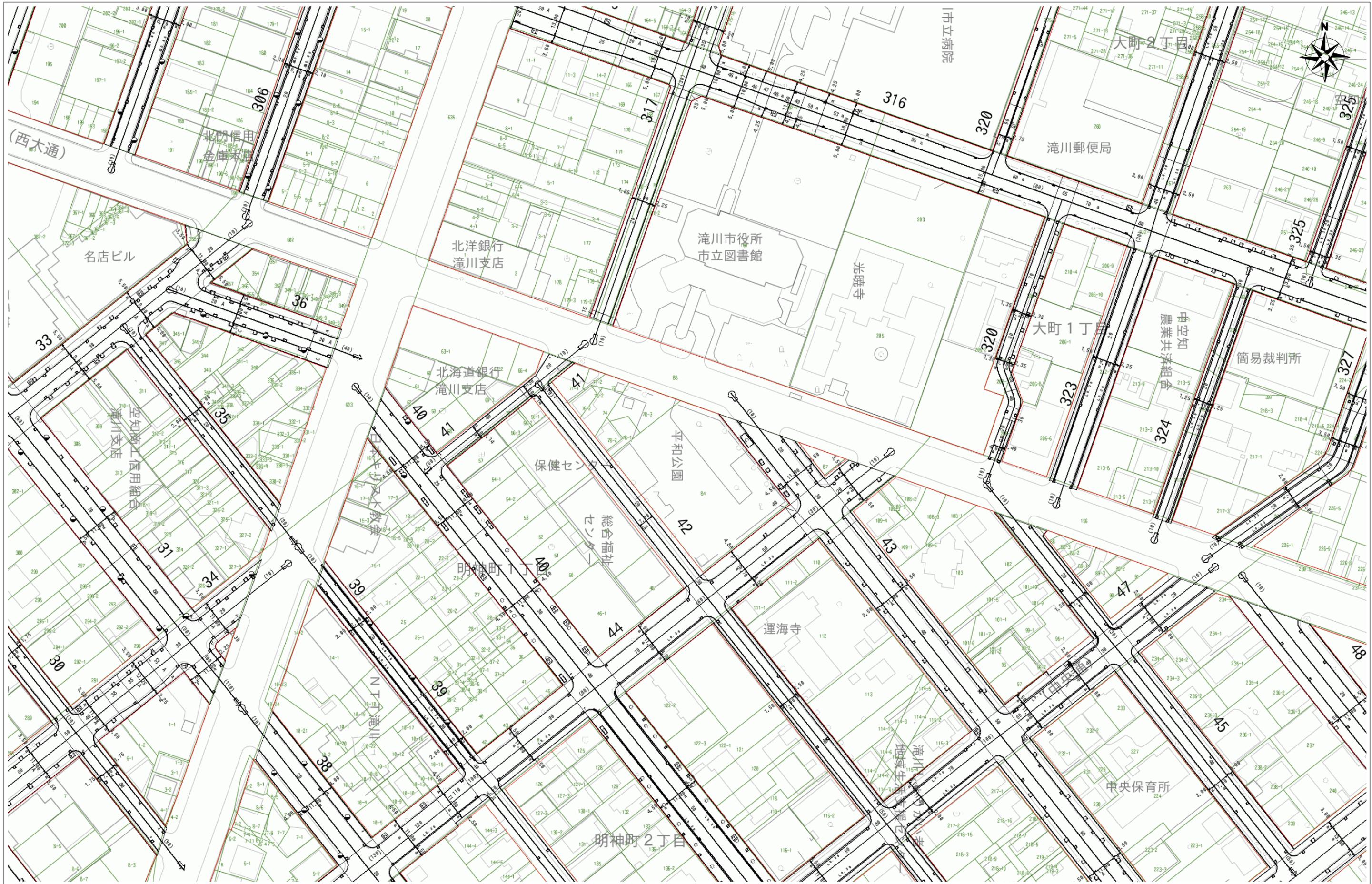
(3) その他

事業者は、本市が行うオープニングセレモニーや内覧会などのために本市から協力を要請された場合には、誠実にこれに対応すること。

資料 1 敷地現況図

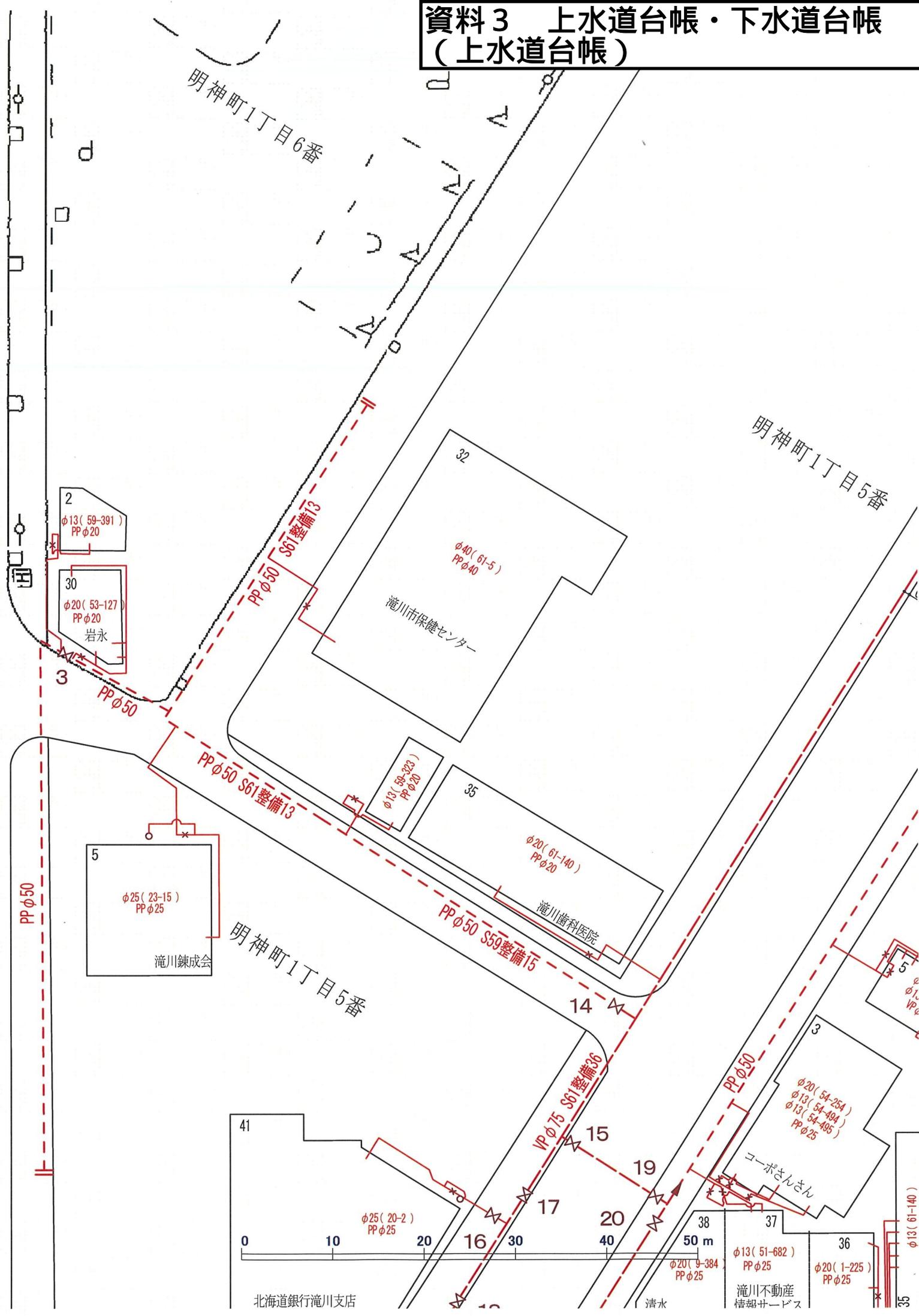


# 資料2 道路台帳現況平面図



この図面は道路の現況を図化したものであり境界等を示したものではありません。  
市道の情報は、できる限り正確な情報の提供に努めておりますが、区域、境界および位置等については、道路、建物等とずれている場合があります。  
本システムにより出力される図面は、道路の内容を証明するものではありません。概略位置を示す参考図としてご利用ください。

# 資料3 上水道台帳・下水道台帳 (上水道台帳)

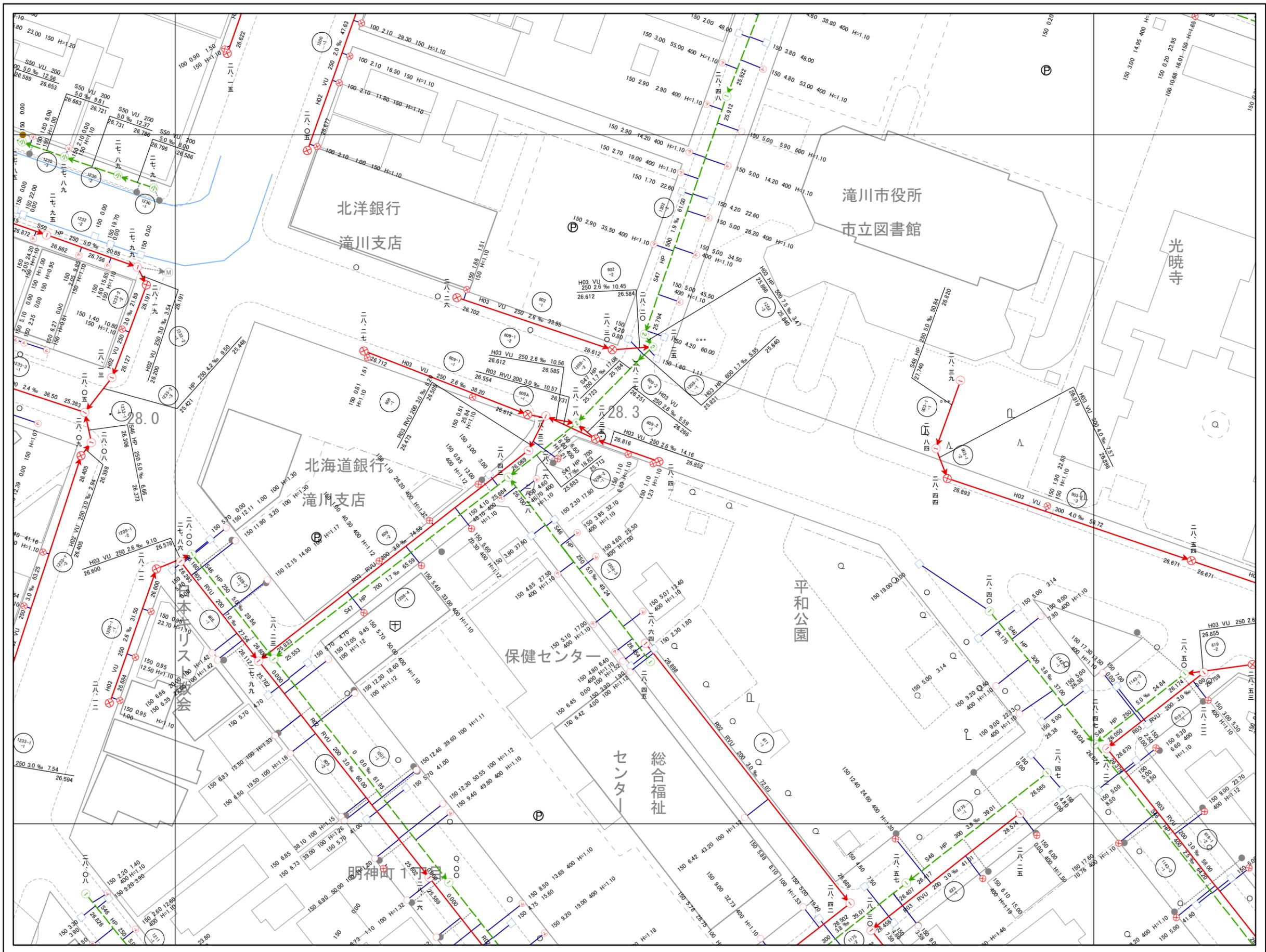


# 資料3 滝川市下水道台帳図

大町013



本町010	大町011	大町012
栄町002	大町013	大町014
栄町005	明神町001	明神町002



滝川市役所



1:800

# 資料3 滝川市下水道台帳図

明神町001



栄町002	大町013	大町014
栄町005	明神町001	明神町002
花月町001	明神町003	明神町004



滝川市役所



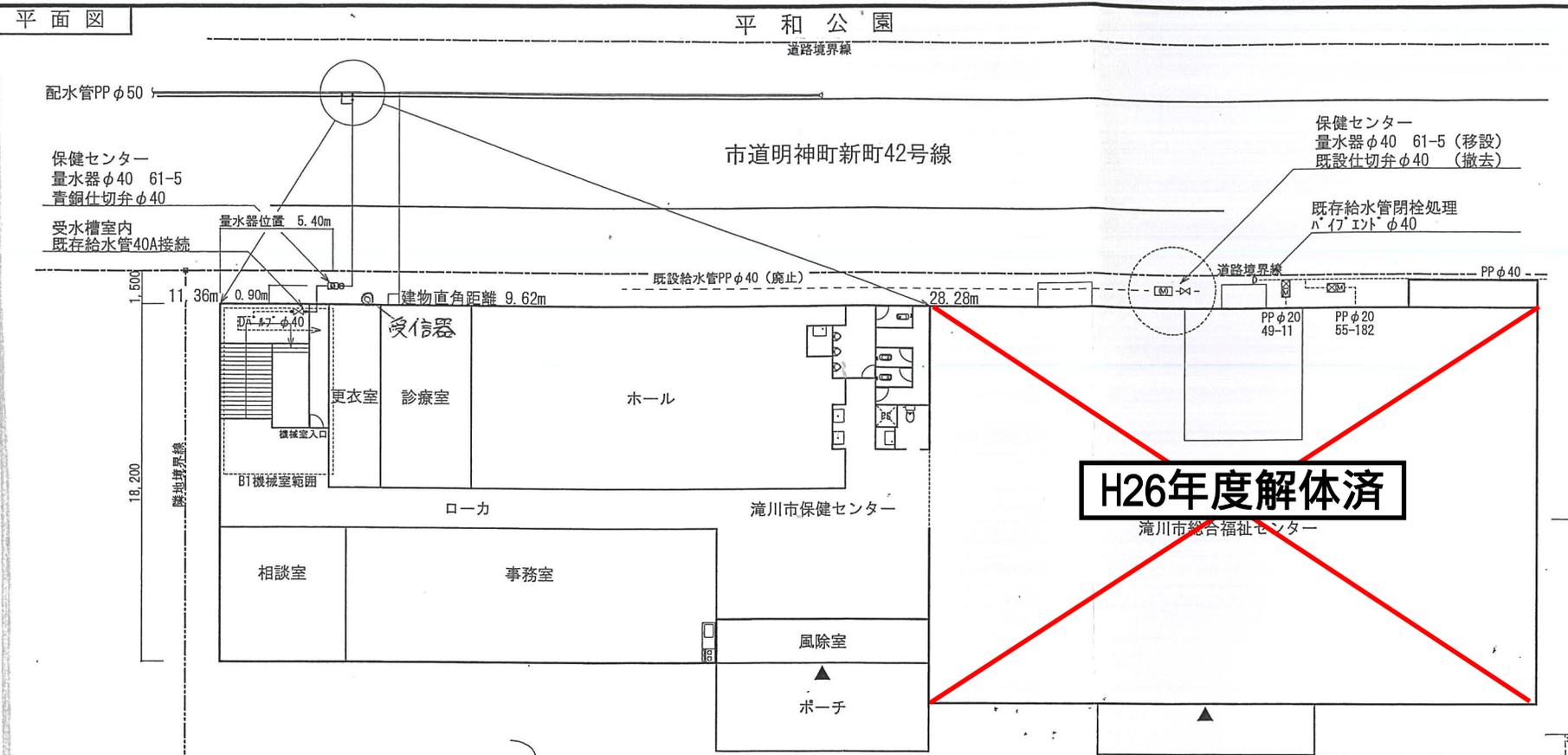
1:800

# 資料4 敷地内における上下水道配置図 (上水道配置図)

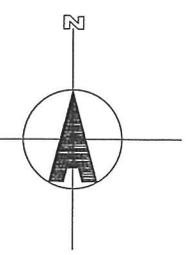
61-5

工事竣工図

平面図

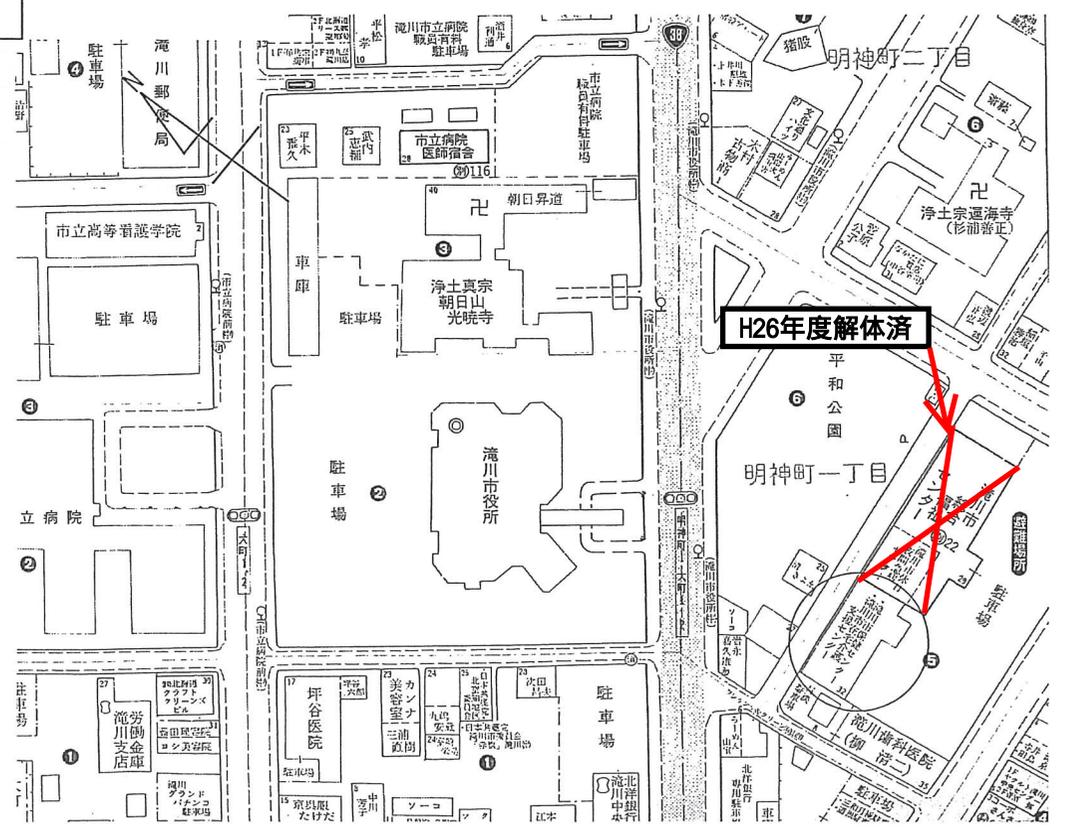
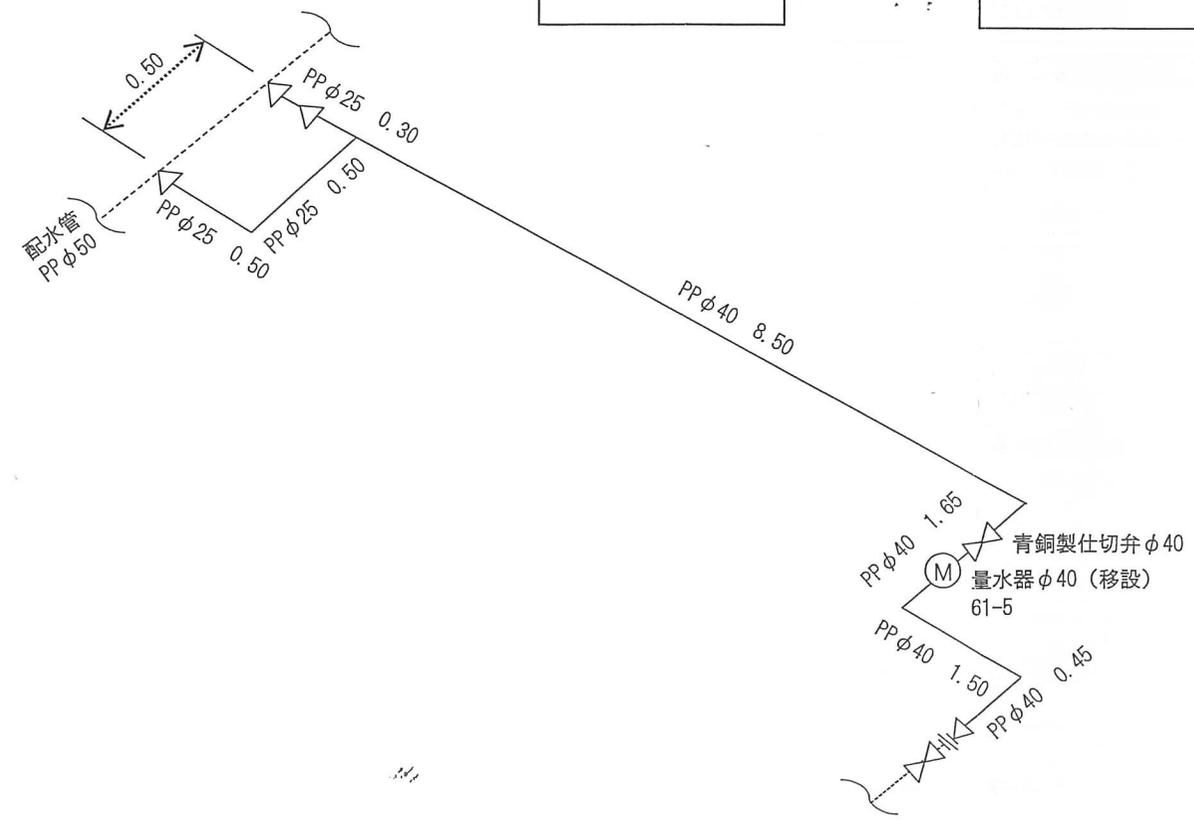


設置場所	滝川市 明神町 1丁目 5番 32号 番地
装置所有者	滝川市長 前田康吉
申請番号	77
給水装置 工事業者	株式会社 山一工業
工事種別	改造
申請者	滝川市長 前田康吉
申請年月日	平成23年7月21日
用途	滝川市保健センター
検定年月日	23 9 12
量水器番号	φ 40 mm 6 1 - 5

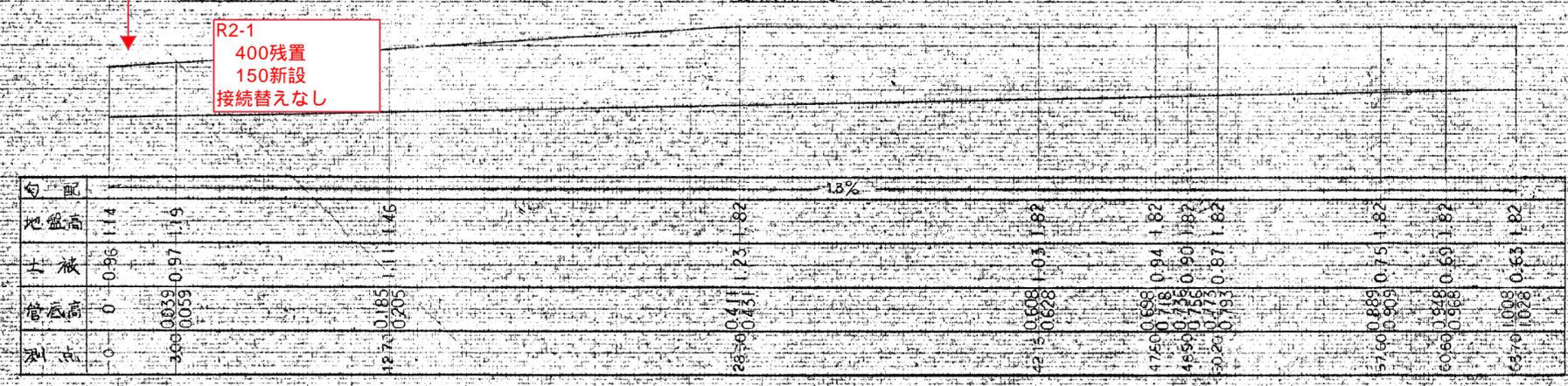
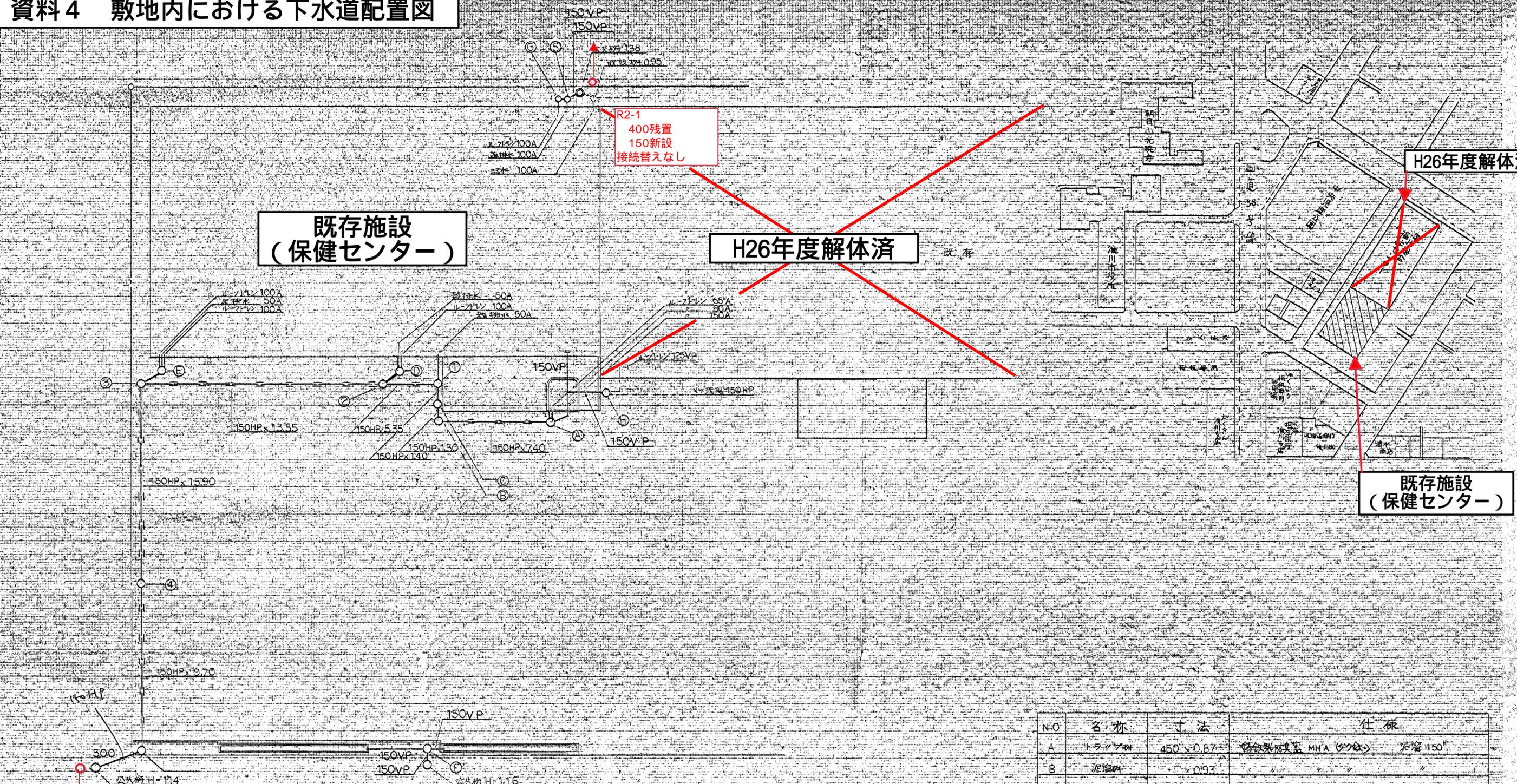


付近見取図

立体図

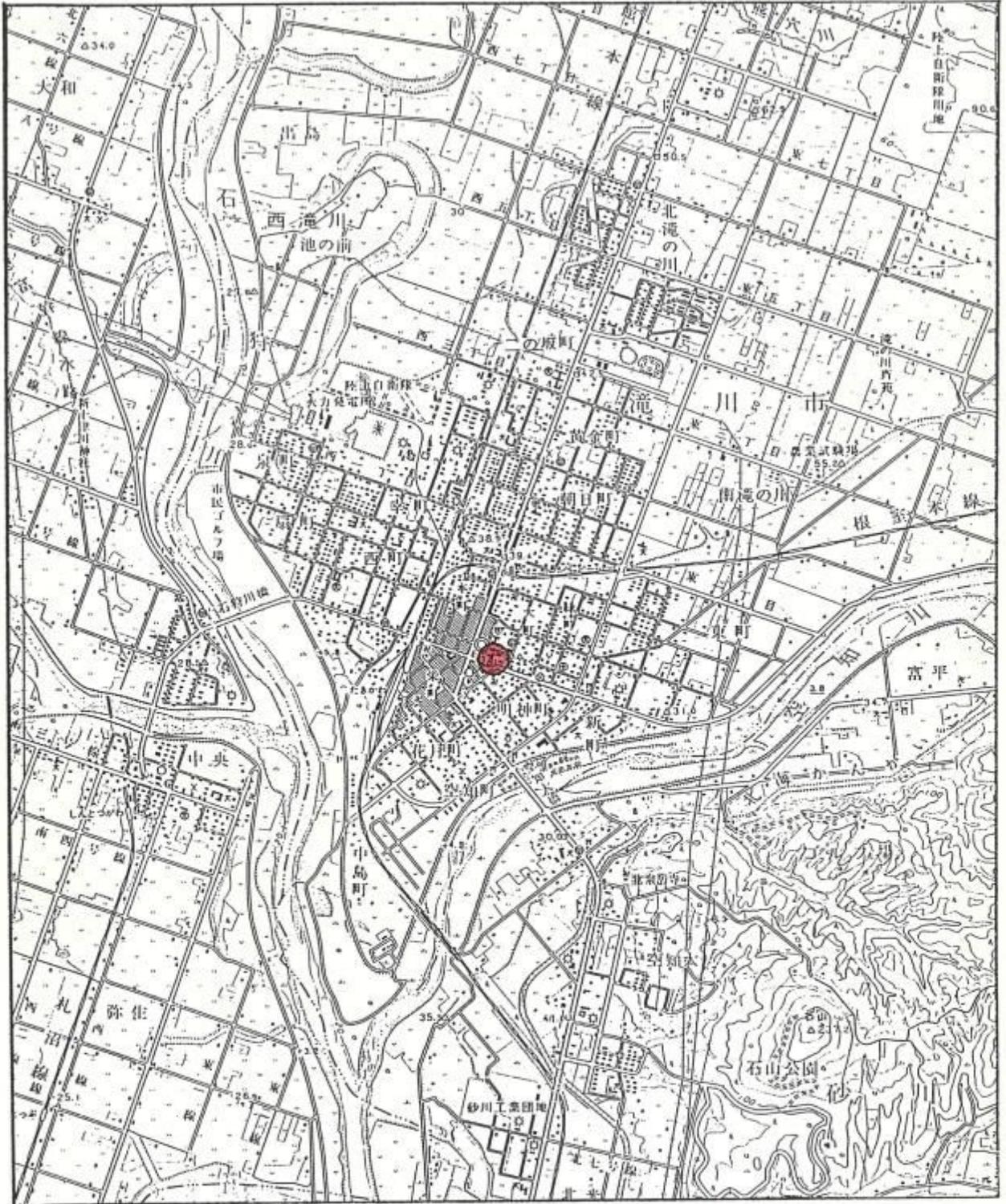


資料4 敷地内における下水道配置図



N.O	名称	寸法	仕様
A	トラフ管	450 x 0.87	鋳鉄製埋蓋 MHA (5'径)
B	泥留	x 0.93	"
C	トラフ管	x 1.05	"
D	"	x 1.00	"
E	"	x 1.20	MHB
F	"	600 x 1.24	MHA (5'径)
G	"	450 x 0.90	MHD
1	マンホール	450 x 1.42	鋳鉄製埋蓋 MHA (5'径)
2	"	x 1.08	"
3	"	x 1.42	MHB
4	"	600 x 1.27	"
5	"	450 x 1.00	"
6	"	450 x 1.16	"
H	泥留	450 x 0.81	鋳鉄製埋蓋 MHB

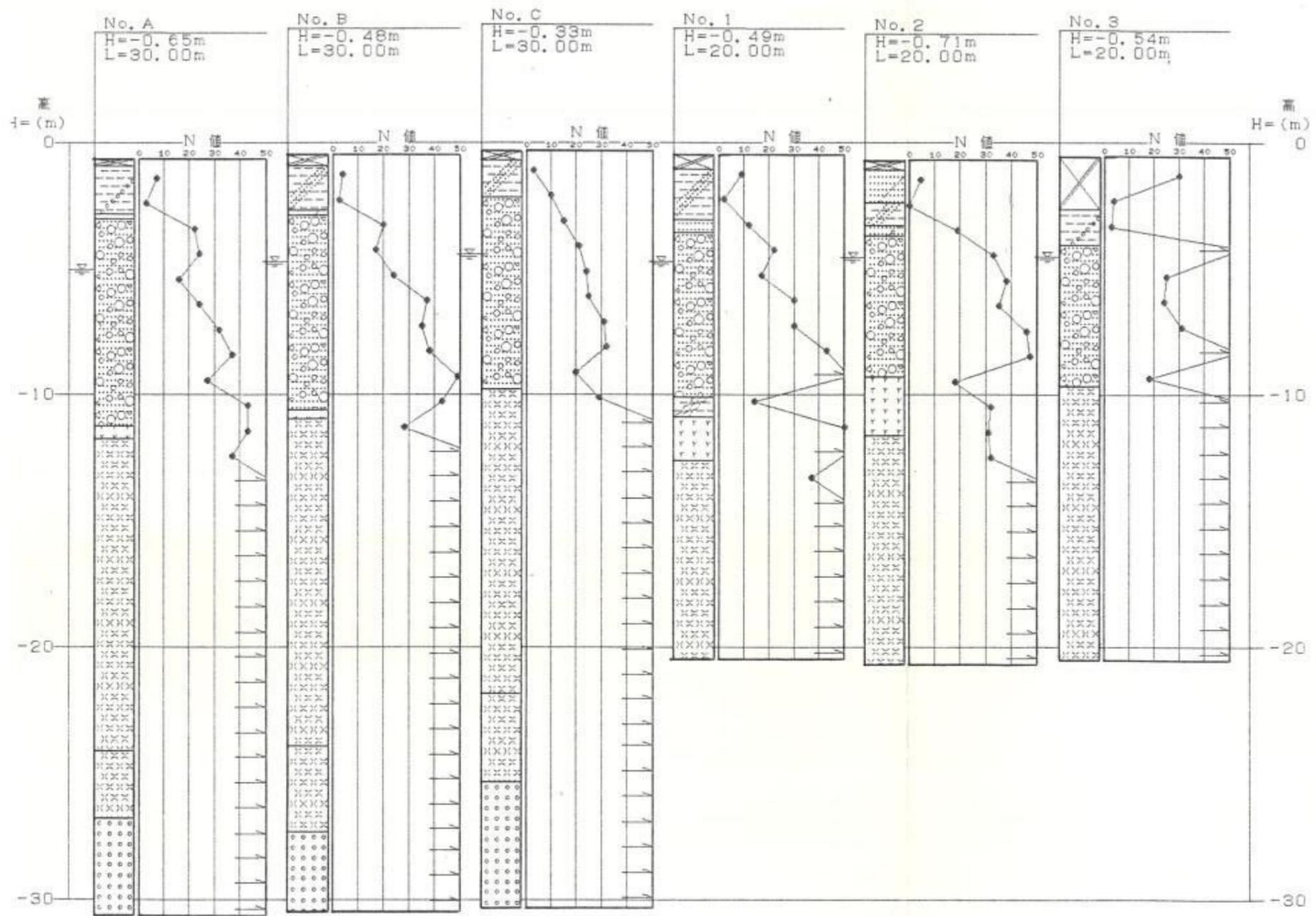
勾配	1.8%
管底高	11.14
管口高	11.19
管底高	11.46
管口高	11.82
管底高	11.82
管口高	12.18
管底高	12.18
管口高	12.54
管底高	12.54
管口高	12.90
管底高	12.90
管口高	13.26
管底高	13.26
管口高	13.62
管底高	13.62
管口高	13.98
管底高	13.98
管口高	14.34
管底高	14.34
管口高	14.70
管底高	14.70
管口高	15.06
管底高	15.06
管口高	15.42
管底高	15.42
管口高	15.78
管底高	15.78
管口高	16.14
管底高	16.14
管口高	16.50
管底高	16.50
管口高	16.86
管底高	16.86
管口高	17.22
管底高	17.22
管口高	17.58
管底高	17.58
管口高	17.94
管底高	17.94
管口高	18.30
管底高	18.30
管口高	18.66
管底高	18.66
管口高	19.02
管底高	19.02
管口高	19.38
管底高	19.38
管口高	19.74
管底高	19.74
管口高	20.10
管底高	20.10
管口高	20.46
管底高	20.46
管口高	20.82
管底高	20.82
管口高	21.18
管底高	21.18
管口高	21.54
管底高	21.54
管口高	21.90
管底高	21.90
管口高	22.26
管底高	22.26
管口高	22.62
管底高	22.62
管口高	22.98
管底高	22.98
管口高	23.34
管底高	23.34
管口高	23.70
管底高	23.70
管口高	24.06
管底高	24.06
管口高	24.42
管底高	24.42
管口高	24.78
管底高	24.78
管口高	25.14
管底高	25.14
管口高	25.50
管底高	25.50
管口高	25.86
管底高	25.86
管口高	26.22
管底高	26.22
管口高	26.58
管底高	26.58
管口高	26.94
管底高	26.94
管口高	27.30
管底高	27.30
管口高	27.66
管底高	27.66
管口高	28.02
管底高	28.02
管口高	28.38
管底高	28.38
管口高	28.74
管底高	28.74
管口高	29.10
管底高	29.10
管口高	29.46
管底高	29.46
管口高	29.82
管底高	29.82
管口高	30.18
管底高	30.18
管口高	30.54
管底高	30.54
管口高	30.90
管底高	30.90
管口高	31.26
管底高	31.26
管口高	31.62
管底高	31.62
管口高	31.98
管底高	31.98
管口高	32.34
管底高	32.34
管口高	32.70
管底高	32.70
管口高	33.06
管底高	33.06
管口高	33.42
管底高	33.42
管口高	33.78
管底高	33.78
管口高	34.14
管底高	34.14
管口高	34.50
管底高	34.50
管口高	34.86
管底高	34.86
管口高	35.22
管底高	35.22
管口高	35.58
管底高	35.58
管口高	35.94
管底高	35.94
管口高	36.30
管底高	36.30
管口高	36.66
管底高	36.66
管口高	37.02
管底高	37.02
管口高	37.38
管底高	37.38
管口高	37.74
管底高	37.74
管口高	38.10
管底高	38.10
管口高	38.46
管底高	38.46
管口高	38.82
管底高	38.82
管口高	39.18
管底高	39.18
管口高	39.54
管底高	39.54
管口高	39.90
管底高	39.90
管口高	40.26
管底高	40.26
管口高	40.62
管底高	40.62
管口高	40.98
管底高	40.98
管口高	41.34
管底高	41.34
管口高	41.70
管底高	41.70
管口高	42.06
管底高	42.06
管口高	42.42
管底高	42.42
管口高	42.78
管底高	42.78
管口高	43.14
管底高	43.14
管口高	43.50
管底高	43.50
管口高	43.86
管底高	43.86
管口高	44.22
管底高	44.22
管口高	44.58
管底高	44.58
管口高	44.94
管底高	44.94
管口高	45.30
管底高	45.30
管口高	45.66
管底高	45.66
管口高	46.02
管底高	46.02
管口高	46.38
管底高	46.38
管口高	46.74
管底高	46.74
管口高	47.10
管底高	47.10
管口高	47.46
管底高	47.46
管口高	47.82
管底高	47.82
管口高	48.18
管底高	48.18
管口高	48.54
管底高	48.54
管口高	48.90
管底高	48.90
管口高	49.26
管底高	49.26
管口高	49.62
管底高	49.62
管口高	49.98
管底高	49.98
管口高	50.34
管底高	50.34
管口高	50.70
管底高	50.70
管口高	51.06
管底高	51.06
管口高	51.42
管底高	51.42
管口高	51.78
管底高	51.78
管口高	52.14
管底高	52.14
管口高	52.50
管底高	52.50
管口高	52.86
管底高	52.86
管口高	53.22
管底高	53.22
管口高	53.58
管底高	53.58
管口高	53.94
管底高	53.94
管口高	54.30
管底高	54.30
管口高	54.66
管底高	54.66
管口高	55.02
管底高	55.02
管口高	55.38
管底高	55.38
管口高	55.74
管底高	55.74
管口高	56.10
管底高	56.10
管口高	56.46
管底高	56.46
管口高	56.82
管底高	56.82
管口高	57.18
管底高	57.18
管口高	57.54
管底高	57.54
管口高	57.90
管底高	57.90
管口高	58.26
管底高	58.26
管口高	58.62
管底高	58.62
管口高	58.98
管底高	58.98
管口高	59.34
管底高	59.34
管口高	59.70
管底高	59.70
管口高	60.06
管底高	60.06
管口高	60.42
管底高	60.42
管口高	60.78
管底高	60.78
管口高	61.14
管底高	61.14
管口高	61.50
管底高	61.50
管口高	61.86
管底高	61.86
管口高	62.22
管底高	62.22
管口高	62.58
管底高	62.58
管口高	62.94
管底高	62.94
管口高	63.30
管底高	63.30
管口高	63.66
管底高	63.66
管口高	64.02
管底高	64.02
管口高	64.38
管底高	64.38
管口高	64.74
管底高	64.74
管口高	65.10
管底高	65.10
管口高	65.46
管底高	65.46
管口高	65.82
管底高	65.82
管口高	66.18
管底高	66.18
管口高	66.54
管底高	66.54
管口高	66.90
管底高	66.90
管口高	67.26
管底高	67.26
管口高	67.62
管底高	67.62
管口高	67.98
管底高	67.98
管口高	68.34
管底高	68.34
管口高	68.70
管底高	68.70
管口高	69.06
管底高	69.06
管口高	69.42
管底高	69.42
管口高	69.78
管底高	69.78
管口高	70.14
管底高	70.14
管口高	70.50
管底高	70.50
管口高	70.86
管底高	70.86
管口高	71.22
管底高	71.22
管口高	71.58
管底高	71.58
管口高	71.94
管底高	71.94
管口高	72.30
管底高	72.30
管口高	72.66
管底高	72.66
管口高	73.02
管底高	73.02
管口高	73.38
管底高	73.38
管口高	73.74
管底高	73.74
管口高	74.10
管底高	74.10
管口高	74.46
管底高	74.46
管口高	74.82
管底高	74.82
管口高	75.18
管底高	75.18
管口高	75.54
管底高	75.54
管口高	75.90
管底高	75.90
管口高	76.26
管底高	76.26
管口高	76.62
管底高	76.62
管口高	76.98
管底高	76.98
管口高	77.34
管底高	77.34
管口高	77.70
管底高	77.70
管口高	78.06
管底高	78.06
管口高	78.42
管底高	78.42
管口高	78.78
管底高	78.78
管口高	79.14
管底高	79.14
管口高	79.50
管底高	79.50
管口高	79.86
管底高	79.86
管口高	80.22
管底高	80.22
管口高	80.58
管底高	80.58
管口高	80.94
管底高	80.94
管口高	81.30
管底高	81.30
管口高	81.66
管底高	81.66
管口高	82.02
管底高	82.02
管口高	82.38
管底高	82.38
管口高	82.74
管底高	82.74
管口高	83.10
管底高	83.10
管口高	83.46
管底高	83.46
管口高	83.82
管底高	83.82
管口高	84.18
管底高	84.18
管口高	84.54
管底高	84.54
管口高	84.90
管底高	84.90
管口高	85.26
管底高	85.26
管口高	85.62
管底高	85.62
管口高	85.98
管底高	85.98
管口高	86.34
管底高	86.34
管口高	86.70



この地図は国土地理院発行の  
5万分の1 地形図（滝川）  
を使用したものである。

● ..... 調査地

図-1.1 調査地案内図

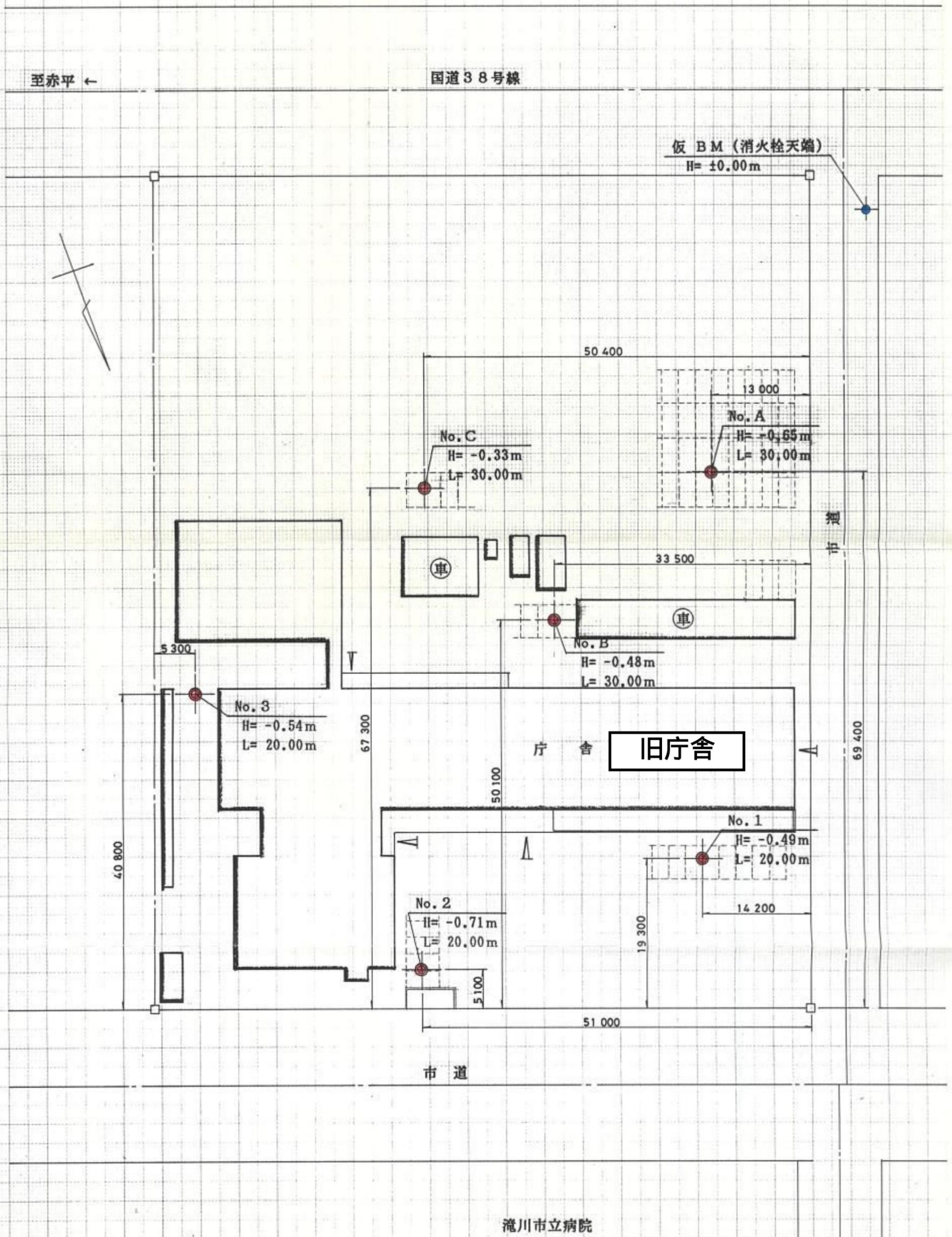


No.	土層名	土質名	深度 (m)	層厚 (m)	N 値 (回)	粘着力 C (tf/m <sup>2</sup> )	内摩擦角 φ (°)	単位体積重量 γ <sub>t</sub> (t/m <sup>3</sup> )	変形係数 E <sub>0</sub> (tf/m <sup>2</sup> )
①	盛土	盛土	-	-	-	-	-	-	-
②	粘性土層	砂質シルト	1.85	1.40	0 ~ 9	1.8	0	1.6	210
		凝結シリシルト	3.50	2.20	(3)				
③	砂礫層	砂礫	8.60	5.60	12 ~	0	35	2.0	1400
			10.60	8.40	(20)				*1200
④	腐植土層	腐植土	10.40	0	14 ~	12.4	0	1.8	2100
			11.00	2.50	(20)				
⑤	岩盤	熔結凝灰岩	21.50	12.05	50 以上	0	45	1.9	3500
			23.45	12.95					*3300
		25.00	2.65	50 以上	-	-	2.3	3500	
		26.80	3.50						
30.00	3.20	50 以上	-	-	2.3	3500			
		礫岩	以深	以上					

※ N値の ( ) 値は、平均的数値である。  
 変形係数 E<sub>0</sub> の \* 値は、孔内水平載荷試験により求められた数値である。

図-3.1 地盤定数一覧図

調査位置平面図 縮尺 1:500



事業・工事名

シートNo.

ボーリング名	No. A		調査位置	滝川市大町1丁目190番地			北緯
発注機関	滝川市			調査期間	平成4年6月25日～4年6月29日		東経
調査業者名	明治コンサルタント株式会社 電話(011-562-3066)		主任技師	英弘		現代代理人	富士弘行 コア鑑定者 富士弘行
ボーリング責任者							菊地
孔口標高	H <sub>0</sub> -0.65m	角 180° 上 90° 下	方 北 270° 西 90° 東 180° 南	地盤公配	使用機種	試錐機	ハンマー 落下用具
総掘進長	30.00m			エンジン	ヤンマーディーゼル(株) NF110		トンビ法

標尺	層高	厚	深	柱状	土質	色	相対	相対	記	標準貫入試験				原位置試験		採取	室内	掘進			
										深	10cm	20	30	深	試験名				深	採取	試験
(m)	(m)	(m)	(m)	図	区分	調	度	度	事	度	0	10	20	30	(m)	度	番号	方法	(m)	日	
	-0.95	0.30	0.30		盛土	暗灰			砂利												
1					盛土	暗灰			中位 礫φ5~10mmの亜円礫 粘性やや強い		0.65	1	2	4	7						
2	-2.85	1.90	2.20		暗砂	暗灰			粒子やや均一な細砂		0.95	1	1	1	3						
3											1.65	1	1	1	3						
4									4.00m付近、含水多い		1.95	6	8	8	22						
5									5.30~5.50m、粘性土を混入		2.65	6	8	8	22						
6											2.95	6	8	10	24						
7											3.65	6	8	10	24						
8									中ぐらいいきな		3.95	6	8	10	24						
9									礫φ10~30mmの亜円礫主体 最大φ100mm程度 7.00m付近にて透水 砂は粒子やや不均一な細砂 全体に含水多い		4.65	7	6	3	16						
10											4.95	7	9	8	24						
11	-11.25	8.20	10.60		暗植土	黒灰			面状を呈する 断片を混入		5.65	7	9	8	24						
12	-11.75	0.50	11.10								5.95	12	10	10	32						
13									固結火山灰状 軽石の混入あり		6.65	12	10	10	32						
14											6.95	10	11	16	37						
15									15.20mより黒灰色		7.65	10	11	16	37						
16											7.95	8	8	11	27						
17											8.65	8	8	11	27						
18											8.95	12	15	16	43						
19											9.65	12	15	16	43						
20											9.95	10	17	16	43						
21											10.65	10	17	16	43						
22											10.95	9	12	16	37						
23											11.65	9	12	16	37						
24											11.95	21	26	4	51						
25											12.65	21	26	4	51						
26											12.86	26	24	9	50						
27											13.65	26	24	9	50						
28											13.84	18	22	10	50						
29											14.65	18	22	10	50						
30											14.86	32	18	5	50						
31											15.65	32	18	5	50						
32											15.80	26	24	7	50						
33											16.65	26	24	7	50						
34											16.82	18	24	8	50						
35											17.65	18	24	8	50						
36											17.87	20	18	12	50						
37											18.65	20	18	12	50						
38											18.80	26	24	8	50						
39											19.65	26	24	8	50						
40											19.83	18	24	8	50						
41											20.65	18	24	8	50						
42											20.86	26	24	9	50						
43											21.65	26	24	9	50						
44											21.84	24	26	50	20						
45											22.65	24	26	50	20						
46											22.85	32	18	3	50						
47											23.65	32	18	3	50						
48											23.78	20	30	5	50						
49											24.65	20	30	5	50						
50											24.80	40	10	1	50						
51											25.65	40	10	1	50						
52											25.76	31	19	8	50						
53											26.65	31	19	8	50						
54											26.83	38	12	2	50						
55											27.65	38	12	2	50						
56											27.77	50	9	50	9						
57											28.65	50	9	50	9						
58											28.74	31	19	7	50						
59											29.65	31	19	7	50						
60											29.82										

6/25

6/26

6/27

6/28

6/29

13.00 E=334.5 kg/cm<sup>2</sup>

14.70 K=1.66x10<sup>-4</sup> cm/sec

事業・工事名

シートNo.

ボーリング名	No. B		調査位置	滝川市大町1丁目190番地			北緯
発注機関	滝川市			調査期間	平成4年6月22日～4年6月27日		東経
調査業者名	明治コンサルタント株式会社 電話(011-562-3066)		主任技師	英弘		現代代理人	福士弘行 コア 福士弘行
孔口標高	H=-0.48m	角	180°上	方	北	試錐機	鉦研工業(株) OP-1
総掘進長	30.00m	度	180°下	向	西	エンジン	ヤンマーディーゼー(株) NF110

標尺 (m)	層高 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記号	標準貫入試験				N値	原位置試験	試験名	採取方法	掘進月日
									深	10cmごとの打撃回数	打撃回数/貫入量	深					
-0.93	0.45	0.45	盛土	暗灰				砂利	0.65	1	1	2	4/30				6/22
-2.68	1.75	2.20	砂質シルト	暗灰				所々、細砂を挟む 粘性やや強い	0.95	1	1	1	3/35				
-2.88	0.20	2.40	シルト混じり砂	暗灰				粒子均一な細砂	1.65	1	1	1	3/35				
									2.00	6	7	7	20/30				
									2.35				20				
									3.65	5	7	5	17/30				
									4.65	7	8	9	24/30				
									4.95				37				
									5.65	11	12	14	37/30				
									5.95				37				
									6.65	11	14	10	35/30				
									6.95				35				
									7.65	14	13	11	38/30				
									7.95				38				
									8.65	14	16	19	49/30				
									8.95				49				
									9.65	12	14	17	43/30				
									9.95				43				
									10.65	7	10	11	28/30				
									10.95				28				
									11.65	20	23	7/2	50/22				
									11.87				50				
									12.65	33	17/4		50/14				
									12.79				50				
									13.65	27	23/7		50/17				
									13.82				50				
									14.65	22	28		50/20				
									14.85				50				
									15.65	20	26	4/1	50/21				
									15.85				50				
									16.65	21	29		50/20				
									16.85				50				
									17.65	22	28		50/20				
									17.85				50				
									18.65	23	24	3/1	50/21				
									18.86				50				
									19.65	22	28		50/20				
									19.85				50				
									20.65	25	25/9		50/19				
									20.84				50				
									21.65	24	26		50/20				
									21.85				50				
									22.65	20	25	5/1	50/21				
									22.86				50				
									23.65	22	28		50/20				
									23.85				50				
									24.65	30	20/5		50/15				
									24.80				50				
									25.65	32	18/4		50/14				
									25.79				50				
									26.65	50			50/10				
									26.75				50				
									27.50				50/10				
									27.60				50				
									28.50	50/5			50/5				
									28.55				50				
									29.50	50/9			50/9				
									29.59				50				

12.00 E=598.5 kg/cm<sup>2</sup>  
k=2.85x10<sup>-4</sup> cm/sec

ボーリング名	No. C		調査位置	滝川市大町1丁目190番地			北緯
発注機関	滝川市			調査期間	平成4年6月15日～4年6月20日		東経
調査業者名	明治コンサルタント株式会社 電話(011-562-3066)		主任技師	英弘		現場代理人	福士弘行
孔口標高	H = -0.33m	角	方		北緯	コ	ア
総掘進長	30.00m	度	向		地盤公配	鑑定者	福士弘行
					使用機種	YBM YSO-1	ハンマー落下用具
					エンジン	ヤンマーディーゼル(株) NF110	ポンプ

標尺 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記号	標準貫入試験				原位置試験	採取	室内試験	掘進月日	
									深	10cmごとの打撃回数	打撃回数/貫入量	N 値					
-0.73	0.40	0.40	盛土	暗灰				砂利	0.65	1	1	3/30					
-2.18	1.45	1.85	砂質シルト	暗褐				やや均質、粘性やや強い 下部、細砂を混じる	0.95	3	3	10/30					
									1.65	3	3	4/30					
									1.95	5	5	5/30					
									2.65	5	5	5/30					
									2.95	5	7	9/30					
									3.65	5	7	9/30					
									3.95	8	8	8/30					
									4.65	8	8	8/30					
									4.95	8	8	9/30					
									5.65	8	8	9/30	6.00	E=143.5 kgf/cm <sup>2</sup>			6/15
									5.95	10	11	10/30					
									6.65	10	11	10/30					
									6.95	11	10	11/30					
									7.65	11	10	11/30					
									7.95	6	7	7/30					
									8.05	6	7	7/30					
									8.65	6	10	13/30					
									8.95	6	10	13/30					
									9.65	16	24	10/24					
									10.65	16	24	10/24					
									10.89	25	25	5/8					
									11.65	25	25	5/8					
									11.83	25	25	5/16					
									12.65	25	25	5/16					
									12.81	16	28	6/2					
									13.65	16	28	6/2					
									13.87	17	28	5/2					
									14.65	17	28	5/2					
									14.87	20	30	5/17					
									15.65	20	30	5/17					
									15.82	24	26	7/17					
									16.65	24	26	7/17					
									16.82	21	29	8/18					
									17.65	21	29	8/18					
									17.83	21	29	8/18					
									18.65	20	30	5/20					
									18.85	20	30	5/20					
									19.65	20	25	5/21					
									19.85	20	25	5/21					
									20.65	42	8	1/11					
									20.88	42	8	1/11					
									21.65	41	9	2/12					
									21.76	50	7	5/7					
									22.65	50	7	5/7					
									22.77	30	20	3/13					
									23.50	30	20	3/13					
									23.57	50	10	5/10					
									24.50	50	10	5/10					
									24.63	27	23	7/17					
									25.50	31	19	6/16					
									25.60	24	26	8/18					
									26.50	22	28	7/17					
									26.67	22	28	7/17					
									27.50	28	28	7/17					
									27.66	28	28	7/17					
									28.50	28	28	7/17					
									28.68	28	28	7/17					
									29.50	28	28	7/17					
									29.67	28	28	7/17					







# (仮称) 滝川市子育てと健康の拠点複合施設 整備事業

## 什器備品等一覧

※表中「寸法」「数量」等が空白となっている部分は、  
施設等の構成に併せて決めるものとする。

※表中「分担」が事業者に「○」のついているものについ  
ては、建築工事に含むものとする。

※記載されている什器・備品等については、実施設計の  
中で、市と事業者の協議において、変更する場合もある。

令和 8 年（2026 年） 2 月 13 日

滝 川 市

■保健センター

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	専門スタッフステーション (健康づくり課)	業務用PC	ノートPC・モニター等	35		○
		KDB用PC	デスクトップ	1		○
		フリーアドレス用デスク・チェア	(デスク) 1,200mm×700mm	35		○
		フリーアドレス個人ロッカー	(35人分収納)			○
		共通収納庫	ファイリング書庫		○	
		ミーティングテーブル	(可動式)	1		○
		ミーティングチェア	(可動式)	8		○
		パーティション	(打合せテーブル用)			○
		オープンキャビネット	880mm×380mm×880mm 現年・前年文書	3		○
		キャビネット(鍵付き)	880mm×380mm×880mm 母子保健、歯科、がん	3		○
		引き出し(鍵付き)乳幼児管理表用	385mm×630mm×745mm	4		○
		A4引出4段(鍵付き)	390mm×620mm×1335mm	12		○
		キャビネット(鍵付き)スライド	880mm×400mm×880mm 歯科2、庶務5、管理職1	8		○
		オープンキャビネット	880mm×400mm×900mm	1		○
		袖机(鍵付き)妊婦記録保管用	400mm×730mm×750mm	1		○
		袖机(鍵付き)特定健診書類		1		○
		袖机(鍵付き)歯科書類		1		○
		袖机(鍵付き)消耗品		4		○
		防犯カメラ		1	○	
防犯カメラモニターディスプレイ		1	○			

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	専門スタッフステーション (子育て応援課)	業務用PC	ノートPC・モニター等	25		○
		フリーアドレス用デスク・チェア	(デスク) 1,200mm × 700mm	25		○
		フリーアドレス個人ロッカー	(25人分収納)	25		○
		共通収納庫	ファイリング書庫		○	
		ミーティングテーブル	(可動式)	1		○
		ミーティングチェア	(可動式)	8		○
		パーティション	(打合せテーブル用)			○
		オープンキャビネット	880mm×380mm×880mm			○
		キャビネット(鍵付き)	880mm×380mm×880mm			○
		引き出し(鍵付き)	385mm×630mm×745mm	4		○
		大型色画用紙収納棚	15色以上	1		○
		折り紙収納棚	20色以上	1		○
		文書連絡ボックス	30カ所分			○
		窓口カウンター	5人分		○	
		窓口カウンター椅子		10		○
		ゴミステーション			○	
		給湯コーナー			○	
		収納スペース			○	
		書類保管棚	保育所、学童、手当等	3		○
専門スタッフステーション (オンライン会議・ ミーティングスペース)	ミーティング用PC	ノートPC・モニター等	1		○	
	ミーティングテーブル		1		○	
	ミーティングチェア		4		○	
	パーティション				○	
専門スタッフステーション (防災備蓄庫)	収納棚			○		
	消防用設備			○		
健康総合支援窓口	窓口カウンター・チェア		1	○		
	窓口用チェア	(来客5名分・職員2名分)	7		○	
	フリーアドレス用デスク・チェア	(デスク) 1,200mm × 700mm	2		○	
	執務用チェア		2		○	
	大型モニター		1	○		
	防犯カメラ		1	○		

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	集団検診室	可動壁			○	
		ロールカーテン(窓用)			○	
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)				○
		防犯カメラ		1	○	
	健康指導室	ミーティングテーブル	(可動式)	1		○
		ミーティングチェア	(可動式)	8		○
		収納棚			○	
		可動壁			○	
		ロールカーテン(窓用)			○	
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)				○
	相談室A	ミーティングテーブル	(可動式)	1		○
		ミーティングチェア	(可動式)	8		○
		収納棚			○	
		可動壁			○	
		ロールカーテン(窓用)			○	
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)				○
	相談室B	ミーティングテーブル	(可動式)	1		○
		ミーティングチェア	(可動式)	6		○
		収納棚			○	
		可動壁			○	
		ロールカーテン(窓用)			○	
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)				○

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	歯科指導室	歯科ユニット		2		○
		滅菌器		1		○
		手指洗浄・飲用シンク		1	○	
		器具洗浄・排水用シンク		1	○	
		収納棚			○	
		ロールカーテン(窓用)			○	
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)	※直射日光を避ける位置			○
		ステンレス作業台		1	○	
		歯科ユニット用チェア		2		○
		デンタルワゴン		2		○
		ステンレスワゴン	大2台、小2台	4		○
栄養指導室(調理実習室)	オープンキッチン(大人用)			○		
	オープンキッチン(こども用)			○		
	手洗い用シンク			○		
	冷凍冷蔵庫				○	
	オープンキャビネット				○	
	キャビネット(鍵付き)				○	
	収納棚			○		
物品庫(1階1)	収納棚	(歯科器材収納キャビネット1台の他にグローブ・ディスプレイペーパー等の衛生用品収納予定)		○		
物品庫(1階2)	収納棚			○		
物品庫(2階)	収納庫			○		
更衣室(男性用)	ロッカー	300mm×510mm×1800mm	20		○	
更衣室(女性用)	ロッカー	300mm×510mm×1800mm	70		○	

■こども家庭センター

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	ワーキング・スペース	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
	ミーティングルーム	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		収納棚			○	
	たきかわっこルーム① (妊婦専用相談室)	ミーティングテーブル	(可動式)	1		○
		ミーティングチェア	(可動式)	4		○
		収納棚		1	○	
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)				○
	たきかわっこルーム② (乳幼児専用相談室)	ミーティングテーブル(座卓)		1		○
		ソファ	2人掛け	1		○
		ママごとキッチン				○
		おもちゃ収納棚				○
		絵本棚				○
	相談室1	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)	8		○
		収納棚			○	
	相談室2	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)	6		○
		収納棚			○	
	相談室3	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)	4		○
		収納棚			○	
	フリースペース(こどもの遊び場)	大型遊具(固定式)	ネット遊具、滑り台、ボールプールなど		○	
		下駄箱	30足程度		○	
	授乳室	ソファ				○
		テーブル				○
		シンク			○	
		給湯設備			○	
		パーティション	(2スペース分割用)			○

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	コミュニティスペース	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		自動血圧計(机)		1		○
		自動血圧計用の椅子		1		○
		稼働壁			○	
	子育て総合支援窓口	カウンター			○	
		フリーアドレス用デスク・チェア	(デスク) 1,200mm × 700mm	2		○
		大型モニター		1	○	
		防犯カメラ		1	○	
	収納	収納棚			○	

■こども発達支援センター

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	支援スタッフステーション	業務用PC	ノートPC・モニター等	10		○
		フリーアドレス用デスク・チェア	(デスク) 1,200mm × 700mm	10		○
		フリーアドレス個人ロッカー	(10人分収納)			○
		共通収納庫	ファイリング書庫		○	
		ミーティングテーブル	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		パーティション	(打合せテーブル用)			○
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)				○
		カウンター		○		
観察室		ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		収納棚			○	
		観察用カメラモニターディスプレイ			○	



プレイルーム イメージ

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	プレイルーム	収納棚(壁面)			○	
		こども用上着カバン棚			○	
		大判ホワイトボード(壁面)			○	
		洗濯機				○
		物干し			○	
		乳児用布団収納棚			○	
		マジックミラー	観察室→プレイルーム		○	
		観察用カメラ	(音声付き)		○	
		手洗い用シンク			○	
		ジャングルジム	感覚統合療育用 cf ワクワクタワー			○
		ボールプール				○
		すべり台	感覚統合療育用 cf すいすいスロープ			○
		床 マット・クラッシュパッド				○
		クッションマット	理学療法、作業療法に適したもの			○
		ソフトブロック				○
		トランポリン				○
		可動式昇降式椅子・机				○
		一本足スツール	cf フラミンゴスツール			○
		ままごとセット				○
		三輪車・自転車(小・大)				○
		巧技台	平均台・滑り台・跳び箱など			○
		跳び箱	(軟らかいもの)			○
		ラダー				○
吊り具フック	天井吊り下げ cf(吊り下げるものの例) ・オーシャンズスイング ・スペースリング ・サンライトスイング ・ラダーウォール ・フロッグスイング ・ハンモック ※推奨強度 吊り下げ金具1ヶ所あたり 1,596kg 以上			○		

		ボルタリングパネル	壁面設置		○	
		ピアノ				○
		リハビリ用訓練マット	プラットホーム訓練台折りたたみ			○
		鏡(大きいもの)	壁面設置		○	
		壁付け雲梯・肋木	壁面設置		○	
		スクリーン	壁面設置		○	
		プロジェクター	天井設置		○	
		バスケットボールゴール				○
	機能回復訓練室	収納棚(壁面)			○	
		こども用上着カバン棚			○	
		大判ホワイトボード(壁面)			○	
		洗濯機				○
		物干し			○	
		乳児用布団収納棚			○	
		マジックミラー	観察室→プレイルーム		○	
		観察用カメラ	(音声付き)		○	
		手洗い用シンク			○	
		ジャングルジム	感覚統合療育用 cf ワクワクタワー			○
		ボールプール				○
		すべり台	感覚統合療育用 cf すいすいスロープ			○
		床 マット・クラッシュパッド				○
		クッションマット	理学療法、作業療法に適したもの			○
		ソフトブロック				○
		トランポリン				○
		可動式昇降式椅子・机				○
		一本足スツール	cf フラミンゴスツール			○
		ままごとセット				○
		三輪車・自転車(小・大)				○
		巧技台	平均台・滑り台・跳び箱など			○
		跳び箱	(軟らかいもの)			○
		ラダー				○
		吊り具フック	天井吊り下げ cf(吊り下げるものの例) ・オーシャンズスイング ・スペースリング		○	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・サンライトスイング</li> <li>・ラダーウォール</li> <li>・フロッグスイング</li> <li>・ハンモック</li> </ul> ※推奨強度 吊り下げ金具1ヶ所あたり 1,596kg 以上			
		ボルタリングパネル	壁面設置		○	
		リハビリ用訓練マット	プラットホーム訓練台折り たたみ			○
		鏡(大きいもの)	壁面設置		○	
		壁付け雲梯・肋木	壁面設置		○	
		スクリーン	壁面設置		○	
		プロジェクター	天井設置		○	
		バスケットボールゴール				○

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	相談室	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		収納棚			○	
		マイク・スピーカー			○	
		観察用カメラ			○	
	検査室	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		収納棚			○	
		マイク・スピーカー			○	
		観察用カメラ			○	
	指導室	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		収納棚			○	
		マイク・スピーカー			○	
		観察用カメラ			○	
		テーブル				
		椅子				
		手洗い用シンク			○	
	研修室	ミーティングデスク	(可動式)			○
		ミーティングチェア	(可動式)			○
		収納棚			○	
		マイク・スピーカー			○	
		観察用カメラ			○	

■子育て支援センター

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	保育士ステーション	業務用PC	ノートPC・モニター等	4		○
		フリーアドレス用デスク・チェア	(デスク) 1,200mm × 700mm	4		○
		フリーアドレス個人ロッカー	(4人分収納)	4		○
		共通収納庫	ファイリング書庫	3	○	
		オープンキャビネット		2		○
		キャビネット(鍵付き)		2		○
		カウンター	内側棚付き	1	○	
	子育てひろば	収納棚	衣服用		○	
		収納棚	おもちゃ用		○	
		収納棚	物品収納用		○	
		手洗い用シンク	(大人用)	1	○	
		手洗い用シンク	(こども用)	1	○	
		ミニパーティション	(3スペース分割用)	2		○
		テーブル	座卓	2		○
		ソファ	大人用	1		○
		収納付きソファ	こども用 90cm×40cm×34cm程度	1		○
		サークルベンチ&マット	210cm×185cm程度	1		○
		ままごと用流し台		1		○
		ままごと用座卓		1		○
		かくれんぼハウス	80cm×60cm×100cm程度	1		○
		ラック	絵本・パンフレット収納用	1		○
		屋内遊具等				○
		防犯カメラ		1	○	
			相談室	ミーティングデスク	(可動式)	1
ミーティングチェア	(可動式)			4		○
収納棚					○	
モニター				1		○

■保育所

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	保育士ステーション	業務用PC	ノートPC・モニター等	22		○
		カラープリンタ	A3サイズ	1		○
		フリーアドレス用デスク・チェア	(デスク) 1,200mm × 700mm	22		○
		フリーアドレス個人ロッカー	(22人分収納)			○
		共通収納庫	ファイリング書庫		○	
		オープンキャビネット				○
		キャビネット(鍵付き)				○
		カウンター			○	
		防犯カメラ視聴モニター			○	
		消防用設備			○	
		薬品庫(鍵付き)				○
		シンク	(大人用)		○	
		幼児用ベッド	体調不良児・医務室用			○
		ホワイトボード	壁掛け・1ヶ月用	1	○	
		コピー機		1		○
		色画用紙棚(四つ切用)		1		○
		冷蔵庫(フッ素、座薬)		1		○
		ラミネーター(A3)		1		○
画用紙乾燥棚	卓上	1		○		

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
乳児保育室		遮光カーテン、レースカーテン			○	
		おむつ交換台	交換場所内(戸付き)			
		ミニパーティション	(可動式)			○
		シンク	(大人用)		○	
		個人用収納棚	乳児荷物(着替え・おむつ)用		○	
		収納棚	物品収納用		○	
		収納棚	おもちゃ用		○	
		遊具棚(子ども用)	おもちゃ用	1	○	
		ベビーテーブル	4人用4台			○
		ベビーチェア	10脚			○
		防犯カメラ			○	
		0歳児用絵本棚		1	○	
		乳児用洗濯機		1		○
		配膳台			○	
		CD デッキ				○
		ベビーラック		2		○
テーブル付きチェア		2		○		
産休明け保育室		授乳イス	産休明け保育室内	1		
		沐浴ユニット		1		
		ベビーベッド		2		○
		個人用収納棚	乳児荷物(着替え・おむつ)用			
		収納棚	物品収納用			
		遮光カーテン、レースカーテン				

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担		
					事業者	市	
	ほふく室	押し入れ		1	○		
		おむつ交換台				○	
		ミニパーティション	(可動式・間仕切り)				○
		シンク	(大人用)			○	
		こども手洗い場			1	○	
		個人用収納棚	乳児荷物(着替え・おむつ)用			○	
		収納棚	物品収納用			○	
		収納棚	おもちゃ用			○	
		遊具棚(子ども用)	おもちゃ用			○	
		ベビーテーブル	6人用3台、4人用2台				○
		ベビーチェア	20脚				○
		防犯カメラ				○	
		書棚				○	
		配膳台				○	
		CD デッキ			1		○
		滑り台付き巧技台			1	○	
		ままごと用流し台			1		○
		ままごと用座卓			1		○
		遮光カーテン、レースカーテン				○	
		お散歩カート	6~8人用1台 4~6人用1台 3人乗り1台		3		○
調乳室	自動手指洗浄消毒器			1	○		
	ペーパータオルホルダー			1	○		
	一槽シンク			1	○		
	給湯設備				○		
	調乳用ポット			1		○	
	哺乳瓶用保温庫	哺乳瓶3本		1		○	
	冷凍母乳用冷凍庫			1	○		

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
保育室1(2歳児用)	シンク	(こども用)		1	○	
	こども手洗い場			1	○	
	個人用収納棚	幼児荷物用			○	
	収納棚	物品収納用			○	
	遊具棚	おもちゃ用			○	
	こども用テーブル	6人用3台、4人用1台				○
	こども用いす	20脚				○
	防犯カメラ				○	
	書棚				○	
	ままごと用流し台			1		○
	ままごと用座卓			1		○
	CD デッキ			1		○
	遮光カーテン、レースカーテン				○	
	配膳台			1	○	
	幼児用洗濯機			1		○
保育室1(3歳児用)	シンク	(こども用)		1	○	
	こども手洗い場			1	○	
	個人用収納棚	幼児荷物用			○	
	収納棚	物品収納用			○	
	遊具棚	おもちゃ用			○	
	こども用テーブル	6人用3台、4人用1台				○
	こども用いす	20脚				○
	防犯カメラ				○	
	書棚				○	
	ままごと用流し台			1		○
	ままごと用座卓			1		○
	CD デッキ			1		○
	遮光カーテン、レースカーテン				○	
	配膳台			1	○	

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
保育室Ⅰ(4歳児用)	シンク	(こども用)		1	○	
	こども手洗い場			1	○	
	個人用収納棚	幼児荷物用			○	
	収納棚	物品収納用			○	
	遊具棚	おもちゃ用			○	
	こども用テーブル	6人用3台、4人用1台				○
	こども用いす	20脚				○
	防犯カメラ				○	
	書棚				○	
	CD デッキ			1		○
	遮光カーテン、レースカーテン				○	
	配膳台			1	○	
	保育室Ⅰ(5歳児用)	シンク	(こども用)		1	○
こども手洗い場				1	○	
個人用収納棚		幼児荷物用			○	
収納棚		物品収納用			○	
遊具棚		おもちゃ用			○	
こども用テーブル		6人用3台、4人用1台				○
こども用いす		20脚				○
防犯カメラ					○	
書棚					○	
CD デッキ				1		○
遮光カーテン、レースカーテン					○	
配膳台				1	○	

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	病児・病後児保育室	シンク	(こども用)		○	
		シンク	(大人用)		○	
		収納棚	幼児荷物用		○	
		収納棚	物品収納用		○	
		収納棚	おもちゃ用		○	
		こども用座卓	部屋数分			○
		こども用いす	定員分			○
		防犯カメラ			○	
		幼児用ベッド	定員分			○
		動画使用用モニター				○
		動画プレイヤー				○
		パーティション	(2スペース分割用)			○
		書棚			○	
		遮光カーテン、レースカーテン			○	
		おむつ交換台	トイレ内	1		○
		クッションマット	消毒可能な物			○
		冷蔵庫		1		○
		簡易事務机又は棚	カウンター程度	1	○※1	○
		CD デッキ		1		○
掃除機		1		○		
カームダウンスペース (落ち着きルーム・発達支援)	ソファ		1		○	
	おやすみベア		1		○	

※1 カウンターの場合

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	医療的ケア児保育室	シンク	(こども用)		○	
		シンク	(大人用)		○	
		収納棚	幼児荷物用		○	
		収納棚	物品収納用		○	
		収納棚	おもちゃ用		○	
		こども用座卓				○
		防犯カメラ			○	
		幼児用ベッド				○
		動画使用用モニター				○
		動画プレイヤー				○
		パーティション	(2スペース分割用)			○
		書棚			○	
		遮光カーテン、レースカーテン			○	
		クッションマット	消毒可能な物			○
	遊戯室	手洗い場	こども用		○	
		シンク	大人用		○	
		移動式ステージ			○	
		ピアノ				○
		ステージ用緞帳・幕			○	
		音響設備一式			○	
		防犯カメラ			○	
		遮光カーテン、レースカーテン			○	
		午睡用ベッド	2~5歳児分			○
		午睡用ベッド用台車				○
		水遊びプール		2		○
		水遊び用すのこマット	枚数はスペースによる			○
		屋外物干し		1		○
		跳び箱		2		○
		カラーマット		2		○
		巧技台		1		○
		ベッド収納場所			○	
		収納		収納棚		
掃除機				2		○
おむつ用ゴミ収納スペース	ゴミ収集日まで保管用・蓋付き			1	○	
ゴミ箱	各可燃、不燃、生ゴミ用					○

No	室名	想定什器・備品類	寸法(備考)	数量	分担	
					事業者	市
	調理室	業務用冷凍冷蔵庫	扉数4枚(冷蔵1、冷蔵3)	1	○	
		食器消毒保管庫	15カゴ収納	1	○	
		包丁まな板殺菌庫	包丁8、まな板8 乾燥機能付き	1	○	
		保存食用冷凍庫	-20℃	1	○	
		ガス炊飯器	10リットル	1	○	
		炊飯器台		1	○	
		スチームコンベクションオープン		1	○	
		食器洗浄機		1	○	
		調理台		2	○	
		引出付調理台		1	○	
		ガステーブル	5口	1	○	
		水切り付浅型1槽シンク		1	○	
		2槽シンク		1	○	
		調味料用戸棚	上部天板、引違戸仕様、庫内中央仕切	1	○	
		調理器具用戸棚	900×650×2000 上下部:観音扉仕様	1	○	
		ワイヤーシェルフ		1	○	
		配膳台		1	○	
		下駄箱	6足	1	○	
		掃除用具戸棚		1	○	
		蓋付きゴミ箱	生ゴミ、燃えるゴミ	2		○
		自動手指洗浄消毒器	汚染区域との出入口に必要		○	
		ペーパータオルホルダー	手洗い器に合わせて	1	○	
		爪ブラシケース	7個収納	1		○
		ガス漏れ感知器			○	
検収室	自動手指洗浄消毒器		1	○		
	ペーパータオルホルダー		1	○		
	水切り付き1槽シンク		1	○		
	納品用冷凍冷蔵庫	冷凍1 冷蔵1	1	○		
	下駄箱	2足	1	○		
食品庫	収納棚			○		
調理員専用トイレ	自動手指洗浄消毒器		1	○		
	ペーパータオルホルダー		1	○		
調理員用更衣休憩室	ロッカー		7		○	

別紙I 基本設計及び実施設計完了時提出物一覧

基本設計図書

基本設計図書	建築(総合)	計画説明書
		建築計画概要書
		配置図
		什器備品仕様およびレイアウト計画
		面積表
		求積図
		仕上表
		各階平面図
		立面図
		断面図
		外構計画図
		仮設計画図
	建築(構造)	構造計画説明書
		構造設計概要書
	電気設備	電気設備計画概要書
		計画概要表
	機械設備・昇降機設備	空気調和設備計画概要書
		給排水衛生設備計画概要書
		昇降機設備計画概要書
		計画概要表
共通	設備諸元表	
	工事費概算書	
説明資料	色彩計画書	
	意匠計画書	
	構造計画書	
	ランニングコスト計算書	
	負荷計算書	
	関係法令チェックリスト	
	ユニバーサルデザイン検討書	
	省資源・省エネルギー検討書	
	各種技術資料	
	近隣対策検討書	
	工事計画書(建設計画 工程計画)	
その他提案内容により必要となる説明書等		
パース	外観・2面	
	内観・4面	
その他	打合記録	

実施設計図書

実施設計図書	建築(総合)	表紙
		図面リスト
		案内図
		配置図
		特記仕様書
		面積表
		求積図
		仕上表
		各階平面図
		立面図
		断面図
		矩計図
		階段詳細図
		各階平面詳細図
		展開図
		各階床伏図
		各階天井伏図
		屋根伏図
		各階部分詳細図
		建具キープラン
		建具表
		防火区画図
		家具図
		サイン図
		日影図
		仮設計画図
	平均地盤算定図	
	その他必要な図面	
	建築確認済証・建築確認申請書副本(写し)	
	建築(構造)	特記仕様書
		ボーリングデータ
		基礎、杭伏図
		基礎伏図
各階伏図		
柱・基礎・梁リスト		
軸組図		
各部断面図		
標準詳細図		
各部詳細図		

実施設計図書	外構	外構平面図
		縦横断面図
		各部詳細図
		雨水排水計画図
		植栽図
	電気設備	表紙
		図面リスト
		案内図
		配置図
		特記仕様書
		工事区分表
		分電盤結線及び系統図
		機器表
		電灯、コンセント設備図
		誘導支援設備図
		構内電話設備図
		テレビ共同受信設備図
		テレビ電波障害防除設備図
		インターホン設備図
		防犯設備図
		構内通信線路設備図
		構内配電線路設備図
		受変電設備図
		非常電源接続用設備図
		拡声・放送設備図
		動力設備図
		火災報知設備図
警報盤設備図		
詳細図		
その他必要な図面		

実施設計図書	機械設備	表紙
		図面リスト
		特記仕様書
		各室諸元表
		機器表
		換気・空調配管系統図
		換気・空調配管平面図
		換気・空調・排煙ダクト系統図
		換気・空調・排煙ダクト平面図
		空調機器等詳細図
		自動制御設備図
		器具表
		給排水・ガス配管系統図
		給排水・ガス配管平面図
		消火設備図
		厨房設備図
		詳細図
	その他必要な図面	
	昇降機設備	特記仕様書
		昇降機設備図
		建築確認済証・建築確認申請書副本(写し)
	積算	工事費内訳明細書
		見積単価決定調書
	設計計算書	構造計算書
		雨水排水流量計算書
		機械設備設計計算書
電気設備設計計算書		
省エネルギー計算書		
ランニングコスト計算書		
各種申請協議書		
その他	積算調書(数量計算書)	
	設計説明書等	概略工程表
		ユニバーサルデザイン説明書
		コスト削減説明書
		リサイクル計画書
		関係法令チェックリスト
		その他提案内容により必要となる説明書等
		建築物の環境性能に関する第三者認証による評価 (建築物省エネルギー性能評価(BELS))の「省エネルギー性能表示」およびその表示に関する「評価書」の写し

パース	外観・2面
	内観・4面
	鳥瞰図・1面
電子納品	報告書及び図面

別紙2 完成図書一覧

成果品		仕様・部数				
		原図		製本		電子媒体
完成図	建築・電気・機械・昇降機一式  実施設計図と同等数の図面に加え下記図面も作成する。 ・鍵・什器・備品配置図	A1	1部	A1 2つ折 ・ A3 2つ折	1部 ・ 3部	1枚
施工図	建築・電気・機械・昇降機一式			A1 2つ折 ・ A3 2つ折	1部 ・ 3部	
写真	工事記録写真	アルバム	1部 ※1			
	完工写真	アルバム	1部			
各種書類	完成検査調書（事業者によるもの）	適宜	1部	-	-	
	揮発性有機化合物の測定結果					
	鍵・備品・予備品引渡書及び引渡品リスト（鍵番号一覧表を含む）					
	諸官庁等提出書類					
	検査済証					
	施工業者及び主要機材発注先リスト					
	主な材料、仕上材、設備機器メーカー、品番リスト					
	各種保証書					
	各種試験成績書等					
	機器取扱い説明書					
	建物維持管理要領等					
施設の保全に関する資料一式						

※1 必要に応じて未編集のデータも提出すること。